

松戸市国土強靭化地域計画

(案)

令和4年●月

松戸市国土強靭化地域計画 目次

第1章 計画策定の主旨及び基本的な考え方	1
1－1 計画策定の主旨	1
1－2 本市の地域特性	2
1－3 基本的な考え方	6
1－4 目指すべき姿	10
1－5 基本目標	10
1－6 事前に備えるべき目標	11
第2章 脆弱性評価	12
2－1 想定するリスク	12
2－2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	17
2－3 強靭化に関する施策分野の設定	19
2－4 脆弱性評価結果	19
第3章 強靭化の推進方針	20
3－1 推進方針の概要	20
3－2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針	25
3－3 施策分野ごとの推進方針	70
3－4 今後の防災・減災対策の方針	70
第4章 計画の推進と見直し	71
4－1 進捗状況の把握	71

【資料1】リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価結果

【資料2】補助金等関連事業 一覧

【資料3】重要業績指標 一覧

【資料4】施策分野ごとの推進方針

第1章 計画策定の主旨及び基本的な考え方

1-1 計画策定の主旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれに伴う津波に加え、原子力発電施設における大量の放射性物質の漏洩を伴う原子力事故に発展するなど、広域にわたって大規模な被害が発生し、死者・行方不明者が約 2 万人、全壊建築物が約 13 万戸、半壊建築物が約 26 万戸となる甚大な被害をもたらした。被害の多くは津波によるものでしたが、内陸部においても地震により建築物に被害があり「圧死・損壊死」の被害者数は 700 名以上に上るとされている。本市においても、震度 5 弱を観測し、軽症者 12 名、住宅の全壊 8 棟、半壊 132 棟、一部損壊 1620 棟、道路陥没、亀裂の被害が約 120 か所で発生した。東日本大震災後も、最大震度 7 を記録した平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震をはじめ全国各地で大規模な地震が発生しており、さらに今後 30 年以内には、70% 程度の確率でマグニチュード 7 クラスの首都直下地震が発生すると推定されている。

また、令和元年に千葉県を中心に記録的な暴風に伴う住家被害、大規模停電や断水等の大きな被害をもたらした台風第 15 号及び第 19 号が発生しており、地球温暖化などに起因する気候変動による台風の大型化や線状降水帯に伴う集中豪雨の長期化の顕在化など、近年、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。更に、公共施設、道路や橋りょうなどのインフラといった社会資本の老朽化が課題となっている。

その中で、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会が致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会システムを平時から構築する「国土強靭化」が非常に重要となっている。国は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、平成 26 年 6 月には「国土強靭化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を策定した。(平成 30 年 12 月変更)

千葉県は、大規模自然災害が発生しても社会経済システムが機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興ができるよう、外部の意見を踏まえながら全庁横断的に「千葉県国土強靭化地域計画」(以下「県地域計画」という。)を平成 29 年 1 月に策定した。

本市においても、国土強靭化の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「松戸市国土強靭化地域計画」を策定するものである。

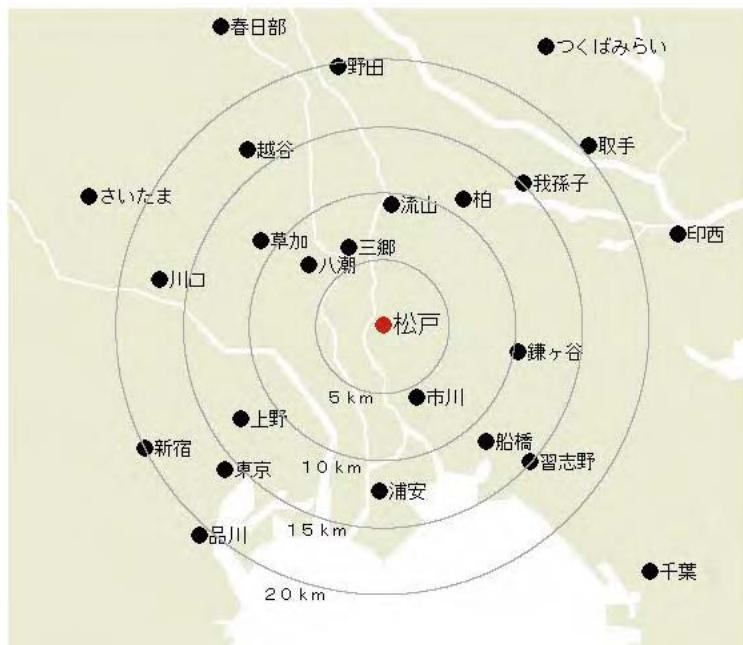
1 - 2 本市の地域特性

(1) 自然条件

① 位置及び面積

本市は、都心から20km圏に位置し、さらに千葉県の東葛地域（北西部）の一翼に位置している。西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区、江戸川区、埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ヶ谷市、東側から北側にかけて柏市・流山市と隣接している。

松戸の市域面積は 61.38km²で、東西 11.4km、南北 11.5km と、ひし形状の広がりとなっている。



出典：上図：松戸市景観基本計画

下図：市のホームページ (https://www.city.matsudo.chiba.jp/profile/ichi_chikei_yurai.html)

松戸市の位置図

② 地形、地質の概要

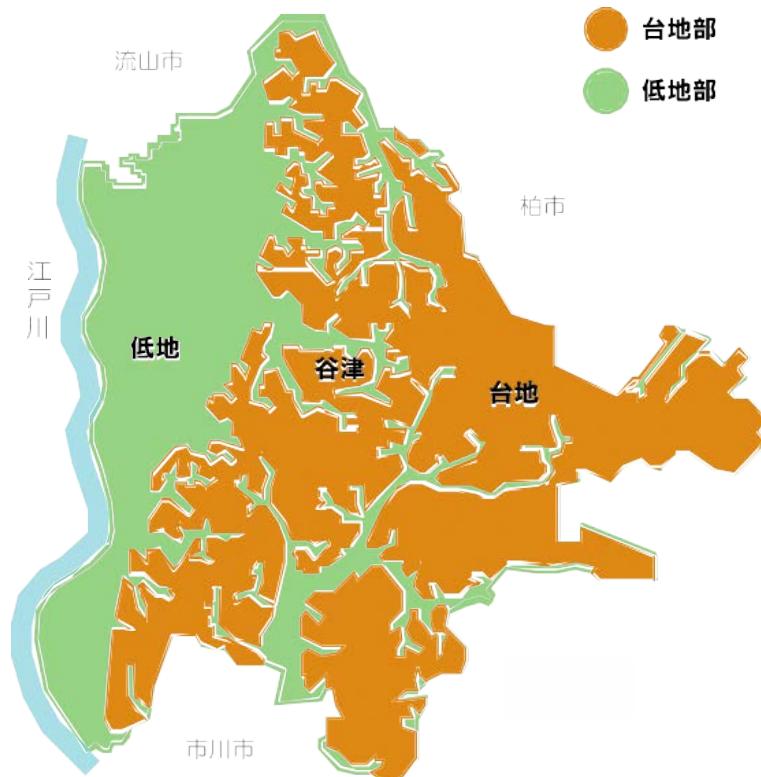
本市は関東ローム層に代表される洪積層の台地と、江戸川沿いの沖積層の低地からなっている。台地部は標高 25m～30m 程度で、6m～10m 程度の火山灰層が堆積しており、その下部層は洪積世の下総層群が厚く堆積しており約 400m にも達する。

また、谷津と称する低湿地が樹状に数多く刻まれており、この谷津は地下水の湧水や海の海進海退によって侵食され急斜面や崖を形成しており、谷底と台地面の高低差は 18m～20m にもなっている。

市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。

台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。

低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでいる。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。



出典：松戸市景観基本計画

松戸市の地形

③ 気象

本市の気候は、概ね温暖である。平成 22 年～令和元年の年平均気温は 15.8°C～17.0°C、年間降水量は 1,144.0mm～1,564.5mm、年平均風速は 3.3m～3.7m である。

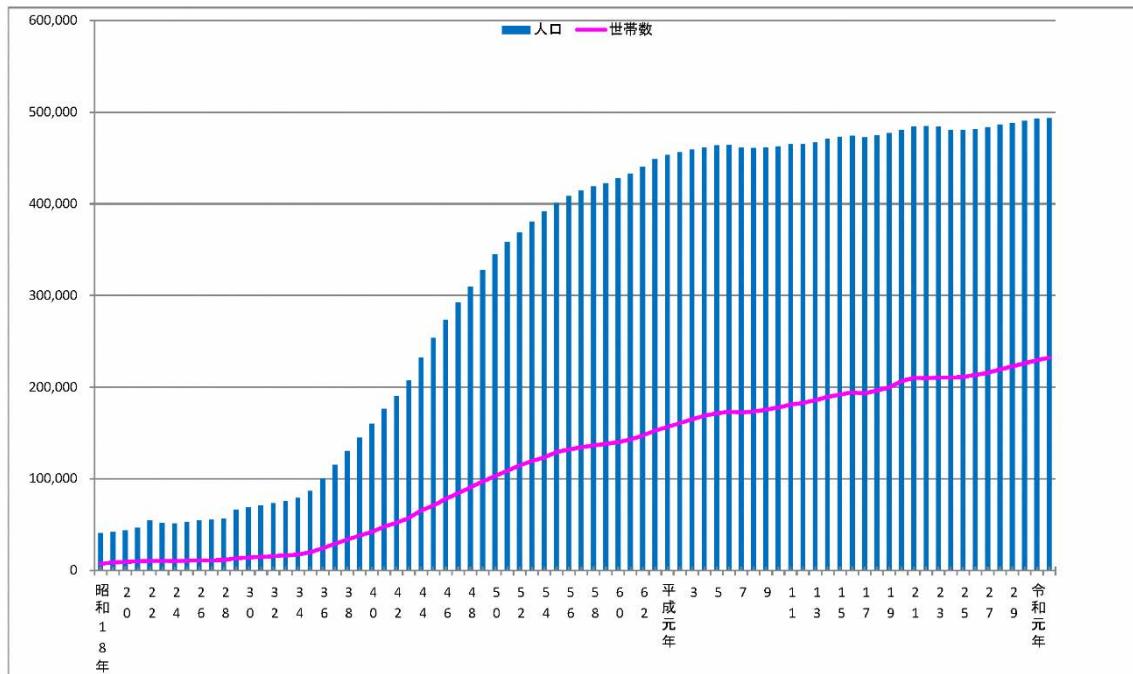
(2) 社会条件

① 人口・世帯数

本市が市制を施行した昭和 18 年の人口は 4 万人であったが、昭和 35 年以降、昭和 54 年までは毎年 1 万人以上の増加がみられ、中でも昭和 44・45 年の両年は 2 万人台の増加数であった。昭和 55 年以降は微増の傾向で推移し、平成元年に 45 万人を超える、その後増加と減少を繰り返しつつ、令和 2 年 10 月 1 日で 493,085 人、232,101 世帯となっている。また、1 世帯人口は 2.12 人、人口密度は、8,033 人／km²である。

松戸市の人口の推移

各年10月1日現在



出典：市のホームページ (<https://www.city.matsudo.chiba.jp/profile/jinkoutoukei/jinkou/jyoujyu/suui.html>)

② 建物

令和2年度における住宅数は、約 110,900 棟（木造戸建住宅約 87,500 棟、木造共同住宅約 4,500 棟、非木造戸建住宅約 12,600 棟、非木造共同住宅約 6,300 棟）と算定される。その内、昭和 56 年以前の建築物は約 31,800 棟で、耐震性のない住宅棟数は約 17,800 棟と推計され、住宅全体の耐震化率は約 84% である。

耐震化の現状

(単位：棟)

用途	構造	56 年以前の住宅	57 年以降の住宅	住宅数	耐震性を満たす住宅	耐震化率 (%)	耐震性のない住宅数
戸建 住宅	木造	27,100	60,400	87,500	70,900	81.0	16,600
	非木造	2,800	9,800	12,600	12,100	96.0	500
共同 住宅	木造	900	3,600	4,500	3,900	86.7	600
	非木造	1,000	5,300	6,300	6,200	98.4	100
合計		31,800	79,100	110,900	93,100	83.9	17,800

(旧耐震基準建築物で耐震性を有する建築物を見込んでいる。)

※ 令和 2 年 1 月 1 日現在の市資料より集計

出典：松戸市耐震改修促進計画

③ 道路・交通

本市は都心から約 20km、電車で約 30 分の距離にあり、首都圏の住宅都市として発展を続けている。

市内を JR 常磐線のほか、私鉄あわせて 6 路線、23 駅が市内にあり、1 日平均乗車人員は約 40 万人である。

また、本市のほぼ中心部を国道 6 号が JR 常磐線と並びながら縦断し、都心と常磐・東北方面を結ぶ主要幹線道路となっているほか、国道 298 号が市域西端を通過、国道 464 号が市の南部を東西に横断するほか、主要地方道が 8 路線分布する。

④ 土地利用

本市は、全域を都市計画区域に定めている。市街化区域は、JR 常磐線、新京成線の沿線地区、主要地方道市川松戸線及び松戸野田線の沿線地区の既成市街地と、これに接続した区域及び計画的に宅地造成された小金原、常盤平、八ヶ崎地区、並びに先行的基盤施設整備が進められている北総鉄道駅周辺の紙敷、秋山地区など約 4,444ha の区域としている。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、優良な農地が残っている紙敷、七右衛門新田、串崎新田、高塚新田、大橋、旭町、矢切地区、及び幸田地区、ほか山林の保全として金ヶ作、千駄堀地区の一部など約 1,689ha の区域としている。



1 – 3 基本的な考え方

（1）国の国土強靭化基本計画

国的基本計画において、国土強靭化の理念と基本目標が以下の通り記載されている。

国土強靭化の理念と基本目標

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しあなまれしてきた。そして、規模の大きな災害であればあるほどに、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながらしていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

（2）県の国土強靭化地域計画

国の基本計画策定を受け、千葉県でも、想定される首都直下地震や大型台風・ゲリラ豪雨等の大規模災害時に、県民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超えて、災害に強い強靭な国土づくりを目指す総合的な地域づくり計画として、平成29年1月に「千葉県国土強靭化計画」が策定された。この中で、千葉県は下記の「基本目標」を掲げている。

千葉県の国土強靭化地域計画の基本目標

【基本目標】

国の基本計画を踏まえ、次の4項目を基本目標として掲げる。

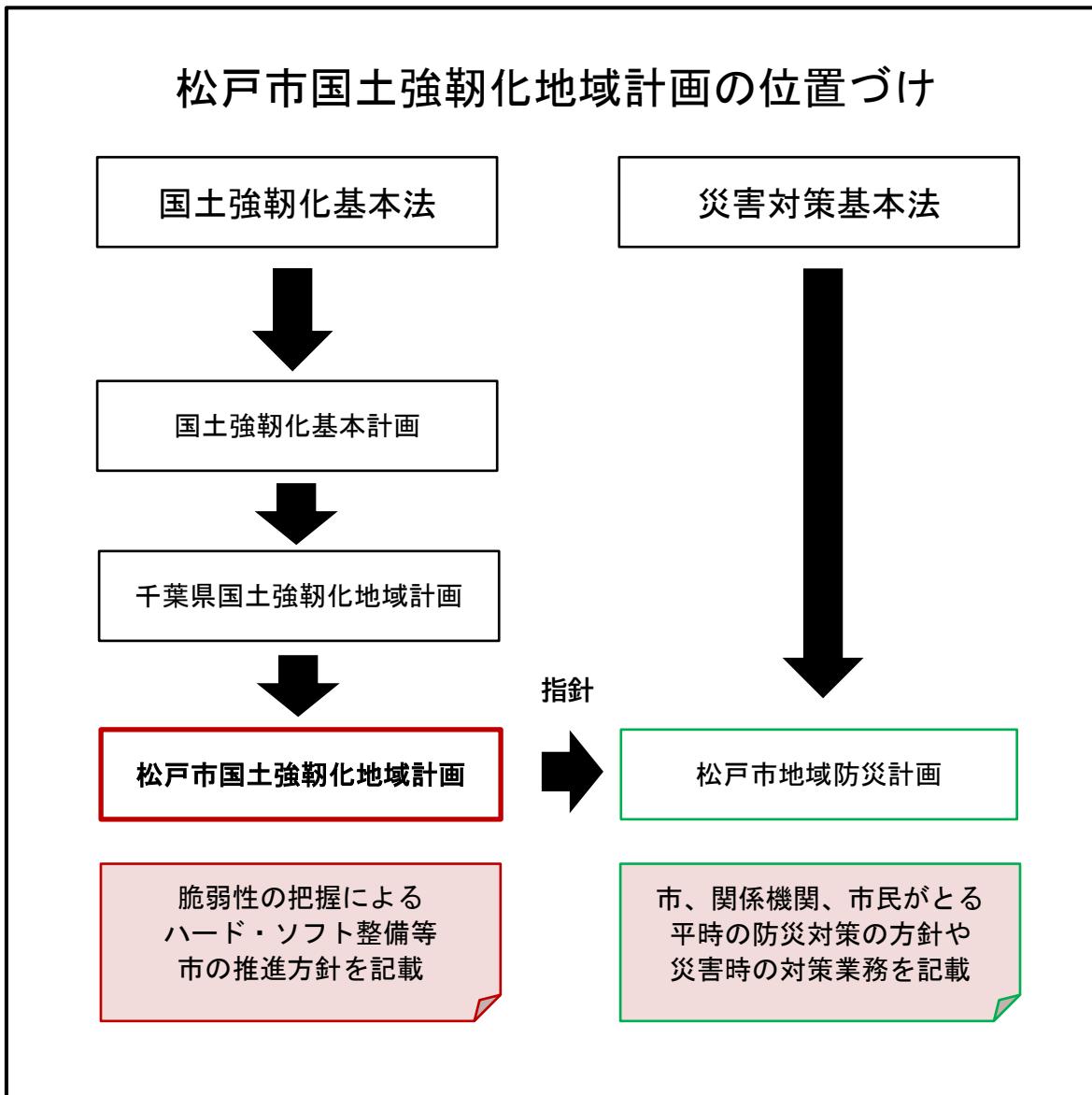
いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

(3) 本計画の位置づけ

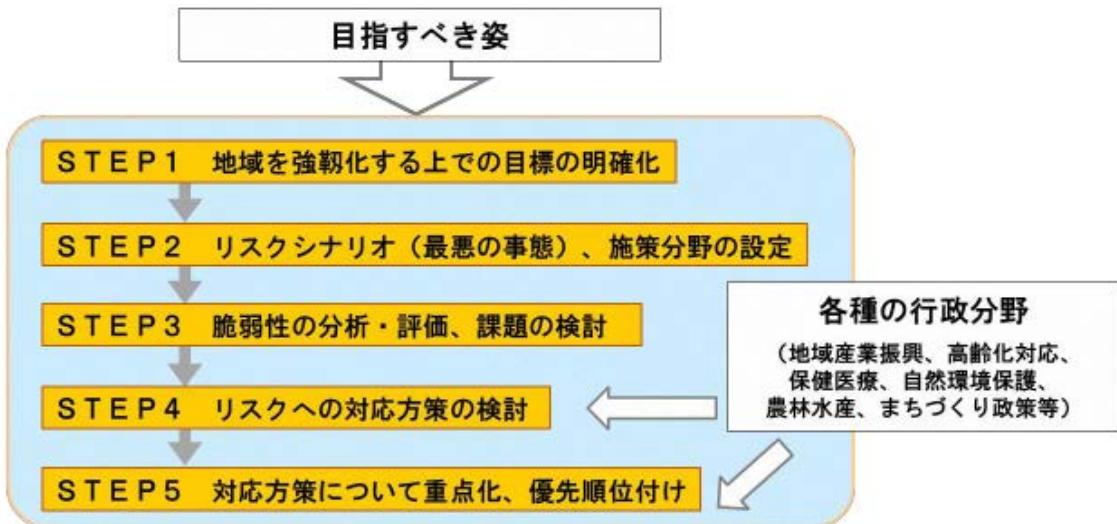
市が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化における市の様々な分野の計画・取組の指針を盛り込んだものである。

本計画は、上位に位置する国の「国土強靭化基本計画」や「千葉県国土強靭化地域計画」と調和を図りつつ、松戸市総合計画をはじめとした本市の各種計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、本市市域を強靭化するための取組を整理するための計画として位置付ける。



(4) 計画策定のプロセス

国土強靭化地域計画策定ガイドライン（令和2年6月、内閣官房国土強靭化推進室）を踏まえて、市地域計画は、次のようなプロセスによって策定するものとする。



(5) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度までとする。

ただし、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す場合がある。



1 - 4 目指すべき姿

本計画では、市域の強靭化を総合的に図るため、次のように目指すべき姿を設定する。

国土強靭化基本計画の趣旨を踏まえ、防災・減災対策の充実した活力ある地域づくりを進めることで、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。



1 - 5 基本目標

基本法では、第14条で、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることを踏まえ、市地域計画の策定に当たっては、国基本計画及び県地域計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靭化を推進する。

【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- ④ 迅速な復旧・復興を図ること



1-6 事前に備えるべき目標

1-5で示した4つの基本目標をもとに、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

【事前に備えるべき8つの目標】

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

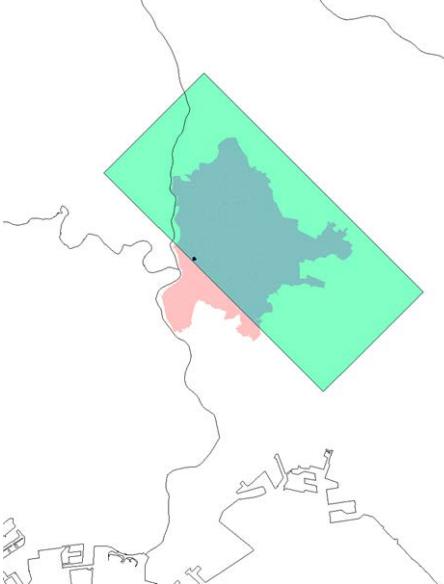
2-1 想定するリスク

(1) 地震動・液状化

令和元年度に実施した松戸市防災アセスメント調査による地震被害想定の結果は、次のとおりである。

想定地震

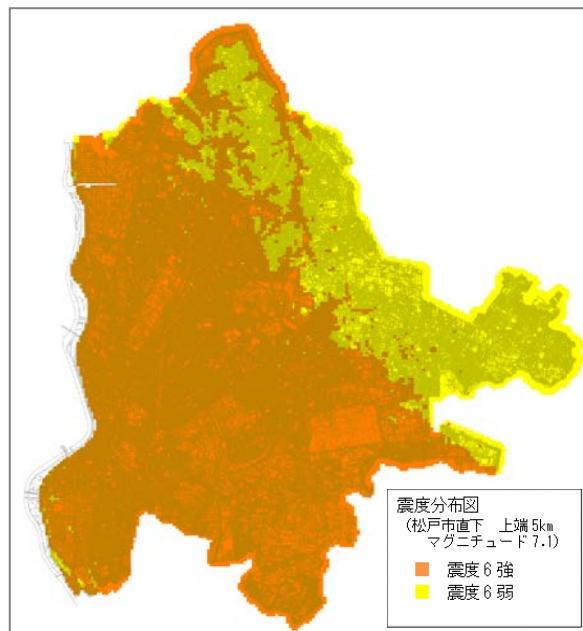
松戸市に大きな影響を及ぼすことが予想されるケースを想定した。

タイプ	地殻内で発生する浅い地震
想定地震	地殻内のごく浅い地震 松戸市直下約5km 気象庁マグニチュード7.1（モーメントマグニチュード6.8）を想定
想定断層	
地震の発生確率	松戸市を含む南関東の直下で発生する確率は今後30年内に70%。

出典：松戸市地域防災計画

地震動

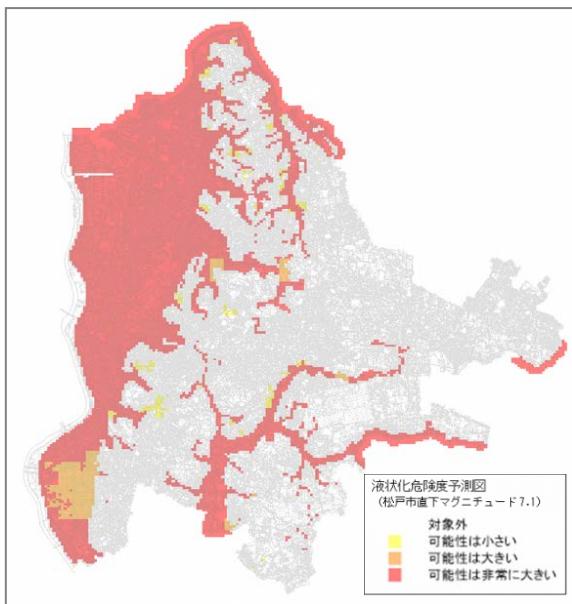
市の南西部で震度6強、断層から距離がある市の北東部で震度6弱が予測された。また、北部の小金地区では谷底平野で震度6強が予測される。



想定地震による震度分布

液状化

江戸川沿いの低地（後背湿地・デルタ、砂州・砂丘）と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測された。また、江戸川沿いの低地のうち自然堤防は、液状化の可能性が大きいと予測される。



想定地震による液状化予測

想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおりである。約4,800人が死傷し、2万人以上が避難すると予想される。

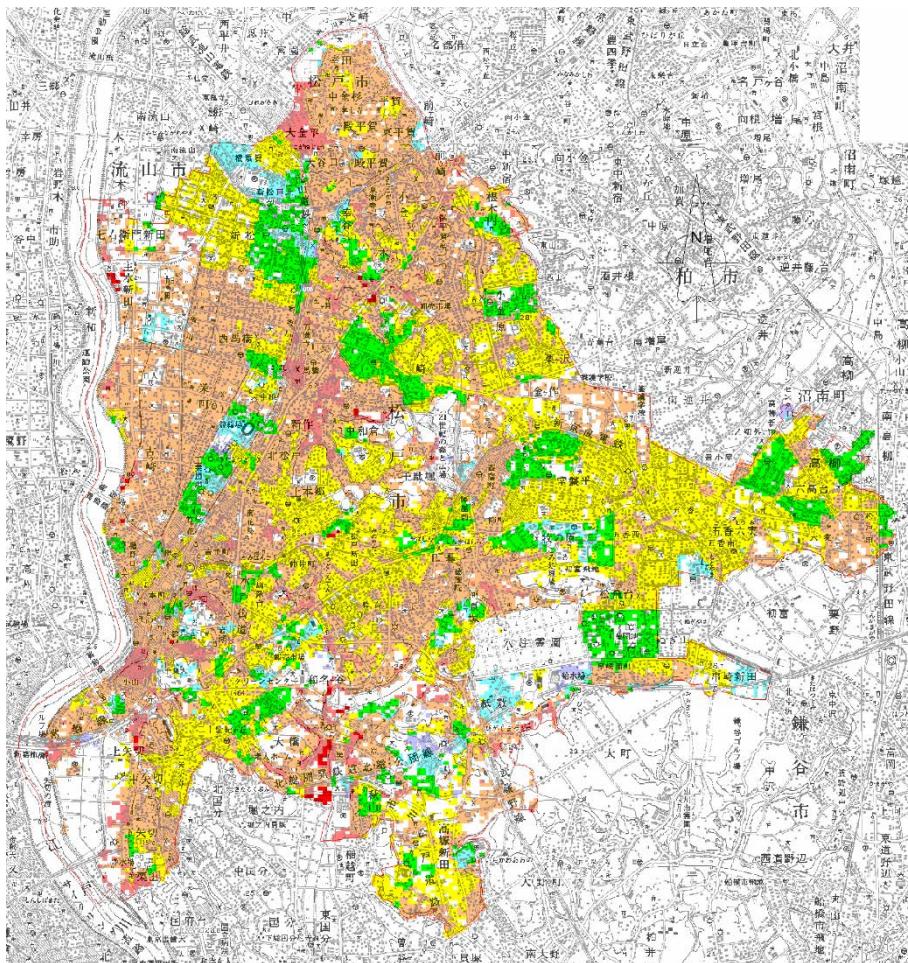
項目			地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 8m/s	
建物 被害	全 壊	揺れ+液状化	3,991 棟	
		急傾斜地崩壊	106 棟	
		総計 *1	4,097 棟	
	半 壊	揺れ+液状化	14,808 棟	
		急傾斜地崩壊	246 棟	
		総計 *1	15,054 棟	
火 災		炎上出火件数	48.7 件	
		焼失棟数 *2	2,545 棟	
人的 被害	死 者	建物被害	156 人	
		火 災	168 人	
		急傾斜地崩壊	6 人	
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	8 人	
		総計 *1	338 人	
	負傷者 うち 重傷	建物被害	3,998 人 (487 人)	
		火 災	167 人 (47 人)	
		急傾斜地崩壊	7 人 (4 人)	
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	266 人 (104 人)	
		総計 *1	4,439 人 (642 人)	
ライフ ライン 被害	電力施設	停電率 (1 日後)	47%	
	都市ガス	供給停止率	100%	
		復旧日数	30 日	
	L P ガス	転倒率	最大 30%	
	上水道	断水率 (1 日後)	44%	
		供給率 (1 週間後)	75%	
	下水道	支障人口	17,279 人	
避難者	1 日後	避難者数	23,310 人	
		避難所避難者数	13,986 人	
帰宅困難者・滞留者	市内常住者		54,286 人	
	市内に滞留する市外常住者		19,154 人	
	総計 *1		73,440 人	
震災廃棄物			1,438 千トン	

*1 内訳の合計と合わないことがある。(重複排除、四捨五入による。)

*2 全壊した建物を含む。

出典：松戸市地域防災計画

地区ごとの建物分布状況と震度をもとに、「建物全壊率」を表示して松戸市地域の危険度マップを下図に示す。建物全壊率とは「地震防災マップ作成資料」(内閣府)に従って算出した値で、個別の建物ではなく地区の危険性を反映している。



出典：松戸市耐震改修促進計画

松戸市地域の危険度マップ

(2) 津波

千葉県では、具体的な地震を想定しないものの、津波避難に活用するために「東京湾口で高さ 10m」を想定した津波の浸水予測を行っている。

この津波が発生した場合、気象庁は東京湾内湾に対して津波警報（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下）を発表すると想定される。また、江戸川を遡上した津波は上葛飾橋付近まで達し、江戸川左岸の高水敷が浸水すると予測される。

(3) 水害

昭和 56 年以降、松戸市で発生した主な水害の地域性をみると、西馬橋 2、3 丁目、中和倉、新作など長津川沿いの谷底平野や秋山、河原塚、日暮、五香などの春木川沿いの谷底平野でも床上浸水が多く発生している。また、栄町、馬橋、新田など江戸川沿いの低地でも多くの浸水

被害が発生している。

近年の水害は、堤防の破堤による洪水氾濫といった大規模な水害はないが、本川への排水ができなくなって発生する内水氾濫が発生している。

水防法に基づく洪水浸水想定区域は、国管理の江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路、県管理の坂川・新坂川、真間川（国分川、国分川分水路、春木川）が本市に影響している。

(4) 土砂災害

市内には、土砂災害危険箇所が 76 箇所分布する。

近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。

市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。

令和 3 年 3 月末現在、73 箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち 44 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

(5) 高潮

想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合、常磐線の西側や矢切地区の低地部で浸水が想定される。浸水深は概ね 3.0m 未満だが、矢切地区の低地では 3.0m を超える場所も多い。

2-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画に準じ、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
	1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	
	1-4	暴風雪に伴う多数の死傷者の発生	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
	2-3	自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
	5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
	5-4	食料等の安定供給の停滞	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
	7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	



2-3 強靭化に関する施策分野の設定

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、県の国土強靭化地域計画等を参考に、次の10項目の個別施策分野と4つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野 10項目】

- ① 行政機能／警察・消防等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ エネルギー
- ⑤ 情報通信、金融
- ⑥ 産業構造
- ⑦ 交通・物流
- ⑧ 農林水産
- ⑨ 地域保全
- ⑩ 環境

【横断的施策分野 4項目】

- I. リスクコミュニケーション
- II. 老朽化対策
- III. 人材育成
- IV. 官民連携



2-4 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、8つの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごと及び10項目の「施策分野」ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。

脆弱性評価の結果は、巻末の「資料1」に示す。

第3章 強靭化の推進方針

3-1 推進方針の概要

前章の脆弱性の分析・評価結果を基に、本市の地域強靭化を行うために必要な推進方針を、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の153項目に整理した。

【推進方針の項目一覧】

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1-① 地震対策の推進
	1-1-② 液状化対策
	1-1-③ 火災予防対策等の推進
	1-1-④ 要配慮者等への災害情報の伝達
	1-1-⑤ 宅地の耐震化の推進
	1-1-⑥ 防災上懸念のある地域等の改善
	1-1-⑦ 緊急時の避難路等の整備
	1-1-⑧ 無電柱化の推進
	1-1-⑨ 地域防災力の向上
	1-1-⑩ 住宅・建築物の耐震化の促進
	1-1-⑪ 医療施設の耐震化
	1-1-⑫ 社会福祉施設／児童福祉施設の耐震化
	1-1-⑬ 被災宅地危険度判定の充実
	1-1-⑭ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備
1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-2-① 大規模水害対策の推進
	1-2-② 洪水及び高潮ハザードマップの作成支援等減災対策
	1-2-③ 内水ハザードマップの住民への周知
	1-2-④ 水害に強い地域づくり（河川・排水路）
	1-2-⑤ 河川管理施設の維持管理・更新
	1-2-⑥ 雨量・河川水位の情報伝達
	1-2-⑦ 下水道施設の耐震対策
	1-2-⑧ 広域的避難の枠組み整備
1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	1-3-① 土砂災害防止法に基づく対策の推進
	1-3-② 急傾斜地崩壊対策
	1-3-③ 宅地造成工事規制区域内の保全対策
	1-3-④ 土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援
1-4 暴風雪に伴う多数の死傷者の発生	1-4-① 多様な情報ツールの活用
	1-4-② 大雪時の公共交通
	1-4-③ 雪害などの災害対応

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2-1-① 燃料の仮貯蔵等
	2-1-② 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築
	2-1-③ 支援物資の調達・供給体制の構築
	2-1-④ 道路施設の老朽化対策
	2-1-⑤ 道路の法面対策
	2-1-⑥ 道路橋梁の長寿命化
	2-1-⑦ 緊急輸送道路の確保
	2-1-⑧ 自家発電設備の整備
	2-1-⑨ 備蓄品の確保
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2-① ヘリコプターによる対策の充実
	2-2-② 代替輸送路等の確保
	2-2-③ 地域防災力の向上
2-3 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-3-① 災害対策用装備資器材の整備充実
	2-3-② 防災倉庫等の整備
	2-3-③ 消防団員の確保対策の充実強化
	2-3-④ 自主防災組織等の充実強化
	2-3-⑤ 常備消防力の強化
	2-3-⑥ T E C – F O R C E 等との連携強化
	2-3-⑦ 受援体制の整備
	2-3-⑧ 緊急輸送道路の確保
	2-3-⑨ 地域防災力の向上
2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	2-4-① 総合的な帰宅困難者対策の検討・実施
	2-4-② 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-5-① 病院における電力供給体制の確保
	2-5-② 災害時の石油類燃料の確保
	2-5-③ 道路施設の老朽化対策
	2-5-④ 道路の新設整備
	2-5-⑤ 道路の法面対策
	2-5-⑥ 道路橋梁の長寿命化
	2-5-⑦ 災害拠点病院等の耐震化
	2-5-⑧ 社会福祉施設の孤立対策
	2-5-⑨ 緊急輸送道路の確保
	2-5-⑩ 医療救護に関する受援体制
	2-5-⑪ 受援体制の整備
	2-5-⑫ B C P の作成及び防災訓練の実施
	2-5-⑬ 医師会等との連携強化
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-6-① 予防接種や消毒、害虫駆除等の実施
	2-6-② 感染症対策の充実
	2-6-③ 感染症用資材の確保
	2-6-④ 下水道 B C P の策定
	2-6-⑤ 広域火葬体制の構築
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2-7-① 避難所における衛生管理
	2-7-② 避難所の生活環境の改善
	2-7-③ 食料・飲料水等の備蓄
	2-7-④ 被災者の情報収集
	2-7-⑤ 避難場所の分散

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3 - 1 -① 業務継続計画の作成
	3 - 1 -② 地域防災力の向上
	3 - 1 -③ 防災を担う人材の育成
	3 - 1 -④ 総合防災訓練の実施
	3 - 1 -⑤ 公共施設の耐震化
	3 - 1 -⑥ 避難所等の電源確保
	3 - 1 -⑦ 基幹業務システム等の耐災害性の確保
	3 - 1 -⑧ 災害対策本部の体制強化

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4 - 1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4 - 1 -① 防災情報の収集機能強化
	4 - 1 -② 電源途絶に対する予備電源の確保
4 - 2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	4 - 2 -① 災害情報の伝達手段の多様化
	4 - 2 -② メディアに対する情報提供
4 - 3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	4 - 3 -① 防災情報の収集機能強化
	4 - 3 -② 災害時避難行動要支援者対策の促進
	4 - 3 -③ 外国人旅行者、住民等に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達
	4 - 3 -④ 大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5 - 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	5 - 1 -① 中小企業に対する資金調達支援
	5 - 1 -② 沿道建築物の耐震化の促進
5 - 2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	5 - 2 -① 燃料供給ルートの確保
5 - 3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	5 - 3 -① 代替性確保のための道路ネットワークの強化
	5 - 3 -② 雪害の予防
	5 - 3 -③ 交通・輸送対策
	5 - 3 -④ 沿道建築物の耐震化の促進
	5 - 3 -⑤ 道路の防災対策
5 - 4 食料等の安定供給の停滞	5 - 4 -① 農地・農業水利施設等の適切な保全管理

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6－1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6-1-① 災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援
	6-1-② 災害時石油供給連携計画の実効性確保
	6-1-③ ライフライン事業者等との連携強化
6－2 上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2-① 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築
6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3-① 下水道BCPの策定
	6-3-② 下水道施設の耐震
	6-3-③ 下水道施設の戦略的維持管理・更新
	6-3-④ 一般廃棄物処理施設の老朽化対策
6－4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	6-4-① 代替性確保のための道路ネットワークの強化
	6-4-② 緊急輸送道路を含む沿道等の整備と適切な維持管理
	6-4-③ 道路施設の老朽化対策
	6-4-④ 道路の法面対策
	6-4-⑤ 道路橋梁の長寿命化
	6-4-⑥ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化
	6-4-⑦ 無電柱化の推進
	6-4-⑧ 輸送ルートの確保
	6-4-⑨ 緊急輸送のための交通の確保
	6-4-⑩ 輸送手段の確保
6－5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	6-5-① 河川堤防等の防災インフラの耐震化・液状化対策
	6-5-② 防災インフラの速やかな復旧策
	6-5-③ 関係機関への情報共有

7 制御不能な二次災害を発生させない

7－1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7-1-① 延焼防止等に資する緑地の確保
	7-1-② 都市防災機能を有する街路の整備推進
	7-1-③ 救助活動能力の強化
	7-1-④ 火災予防対策等の推進
	7-1-⑤ 高層建築物等における災害対策
	7-1-⑥ 地域防災力の向上
7－2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	7-2-① 沿道建築物の耐震化の推進
	7-2-② 関係機関の耐災害性の向上
7－3 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-3-① 土砂災害防止法に基づく対策の推進
	7-3-② 急傾斜地崩壊対策
	7-3-③ 宅地造成工事規制区域内の保全対策
7－4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	7-4-① 有害・危険物質対応資器材の整備
	7-4-② 危険物による危害防止
7－5 農地・森林等の被害による国土の荒廃	7-5-① 農地等の適切な保全管理

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1-① 災害廃棄物処理計画の策定と円滑な処理の推進
	8-1-② 一般廃棄物処理施設の防災機能の向上
	8-1-③ 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの確保
	8-1-④ 災害廃棄物処理の支援体制の構築
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	8-2-① 関係機関との災害対応訓練の実施
	8-2-② 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
	8-2-③ T E C - F O R C E 等との連携強化
	8-2-④ 道路機能の確保
	8-2-⑤ 防災を担う人材の育成
	8-2-⑥ 建物被害認定体制の充実
	8-2-⑦ 地区防災計画制度の普及・啓発
8-3 広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態	8-3-① 生活再建支援
	8-3-② 被災者台帳の整備・推進
	8-3-③ 行政機関等の機能低下回避
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-4-① 文化財の防火対策
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	8-5-① 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進
	8-5-② 被災者の住宅の復興支援
8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	8-6-① 国内外への情報発信

3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針

強靭化の推進方針として掲げる 153 項目の具体的な内容は、次のとおりである。

また、これら方針の実効性を確保するため、推進方針に基づく各施策の個別事業等に取り組む。なお、施策の達成度や進捗状況を定量的に把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI : Key Performance Indicators）を設定し、毎年度、分析・評価や必要な見直し等を行っていく。（巻末の資料3にKPIを示す。）

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-1-① 地震対策の推進

【危機管理課】

- 自助・共助の意識を醸成し、自主防災組織、地域防災リーダー、消防団、社会福祉協議会など地域との連携を深めていく。また、中でも、災害時に援助を必要とする人が安心できるような仕組みを地域との連携により構築する。
- 食品、建設、運送業者など民間団体との災害協定が、災害時や復興時に有効に機能するよう、見直しや拡充を行う。
- 本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、外国人等の要配慮者の視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、本市のもつ諸機能を確保していくため、自助、共助及び公助の基本理念に則り、市民、事業所及び行政が連携するとともに、地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

【戸定歴史館】

- 国指定重要文化財（建造物）である「戸定邸」について、防火防災耐震化等の施設整備を実施する。

1-1-② 液状化対策

【建築指導課、建築審査課、下水道維持課、下水道整備課、河川清流課】

- 液状化については、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行う。特に、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化危険度の高い地域の建築物について、相談に応じるものとする。

【危機管理課】

- パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

1-1-③ 火災予防対策等の推進

【予防課】

- それぞれの建物に適した火災予防を講じさせるとともに、火災原因調査技術の強化をより一層高めて、安全安心な情報を積極的に発信することにより、出火防止及び被害の軽減を図る。
- 事業所等の火災予防啓発をより一層深めるとともに、違反対象物に対して強力な指導を行っていく。
- 全ての一般住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進にむけ、啓発活動を推進する。

1-1-④ 要配慮者等への災害情報の伝達

【障害福祉課、介護保険課、子ども政策課】

- 一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。

【危機管理課】

- ポケベル電波を利用したデジタル同報無線等、災害関連情報の伝達手段の多様化等に努める。

【保育課】

- I C T を活用し、災害及び児童情報などを児童福祉施設（保育所等）及び保護者へ伝達する。

1-1-⑤ 宅地の耐震化の推進

【住宅政策課】

- 地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成宅地の位置、規模等を特定し、マップ等による公表を行うことで住民の宅地被害に対する関心を高め、事前対策を促すほか、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法第 20 条による県知事の造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

1-1-⑥ 防災上懸念のある地域等の改善

【都市計画課、街づくり課】

- 防災性の向上と住環境の改善を実現するため、地域住民の意向を踏まえながら、生活道路や都市公園等のオープンスペースの整備、建物の不燃・耐震化や共同化を可能とする事業手法や規制誘導手法について検討し、整備を進める。

【街づくり課】

- 主要幹線道路から新松戸東側へのアクセス改善のため、都市計画道路の整備を行う。

【建築指導課】

- 避難地や防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊による閉塞状況を把握するため、道路の幅員等を調査し、住宅・建築物耐震化の基礎資料として整備する。これに基づ

づき、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

1-1-⑦ 緊急時の避難路等の整備

【道路維持課】

- 住民が避難場所へ安全に移動できるように、避難場所周辺の道路の安全性の点検及び安全対策の促進を図る。

1-1-⑧ 無電柱化の推進

【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】

- 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。

1-1-⑨ 地域防災力の向上

【危機管理課】

○ 防災組織の整備

防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。

○ 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。

○ 防災教育の普及推進

パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。

○ 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

- 性別の違いにより、災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要であるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和2年5月）」に基づき防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。また、女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共

同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。

【建築指導課】

- 市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を公表している。この地震ハザードマップの内容は、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の内容のものとして公表し、市民の防災意識の向上を図っていく。
- 市では、県との協力に基づいて自治会や町内会を通じて、耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等を行い耐震化の促進を図る。

1-1-⑩ 住宅・建築物の耐震化の促進

【建築指導課、建築保全課】

- 老朽化した耐震性に不安のある住宅については、除却、又は建替えにより耐震性のある建築物とすることを基本としつつ、重点的に耐震化を促進する。
- 地震の発生に際して、避難所等として位置づけられている施設、また、自力では避難することが難しい高齢者、幼児等が利用する高齢者福祉施設、幼稚園、保育所等は、耐震化の必要性が特に高いため、こうした建築物を対象とした耐震化促進施策を検討していく。
- つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や設備の落下の危険がある部分について、その防止対策を促す。

1-1-⑪ 医療施設の耐震化

【病院管財課】

- 各種補助制度を有効に活用するなど、病院の医療施設の耐震化を促進する。

1-1-⑫ 社会福祉施設／児童福祉施設の耐震化

【建築指導課、建築保全課、高齢者支援課】

- 社会福祉施設（市有建築物）の耐震化は完了しているが、維持管理を適切に行い、安全性を確保する。

【保育課】

- 児童福祉施設（保育所等）の維持管理を適切に行い、安全性を確保する。

1-1-⑬ 被災宅地危険度判定の充実

【住宅政策課】

- 県及び建築関係団体等と協力して、被災宅地危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び被災宅地危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

1-1-⑭ 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

【建築指導課】

- 県及び建築関係団体等と協力して、応急危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-2-① 大規模水害対策の推進

【河川清流課、危機管理課、下水道整備課】

- 国や県の想定し得る最大規模の洪水や内水に係る浸水想定区域の指定を踏まえて更新されたハザードマップに基づき、防災訓練の充実、河川改修や土砂災害の防止対策、情報連絡手段の整備、避難体制等の充実、強化を推進する。

1-2-② 洪水及び高潮ハザードマップの作成支援等減災対策

【危機管理課、河川清流課】

- 浸水想定区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、洪水・高潮のハザードマップ等により住民へ周知する。

【危機管理課、河川清流課】

- 洪水、高潮の浸水想定区域内に次の施設（要配慮者の利用施設、地下街等、大規模工場等で洪水の浸水防止を図る必要があるもの）がある場合又は開発される場合には、これらの施設の名称及び所在地を松戸市地域防災計画（資料編）に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。

1-2-③ 内水ハザードマップの住民への周知

【下水道整備課】

- 下水道の能力を超える集中豪雨等の大雨に対する住民の備えとして、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、内水ハザードマップ等を活用し、周知する。

1-2-④ 水害に強い地域づくり（河川・排水路）

【河川清流課】

- 排水不良地帯の対策

市内の低地はもとより台地部においても凹状地には排水不良箇所が存在し、浸水被害が生じているため、暫定策として小規模の排水ポンプを設置してきたが、昨今の集中豪雨には能力不足であることから、自然流下できるよう整備に努める。

- 流出抑制

- 公共施設等の対策

市営住宅、学校等の公共施設について、貯留池、浸透トレンチ、浸透雨水枠、地下式簡易貯留槽等を組合せた地域内流出抑制施設の設置を推進する。

・宅地開発等における雨水流出抑制施設の設置の義務付け

「松戸市における宅地開発等に関する条例」に基づき、宅地開発事業等の実施に当り、雨水流出抑制施設の設置を義務付け、河川等への雨水流出の抑制を図る。

・住宅への雨水浸透樹等の設置促進

松戸市雨水浸透施設設置指導要綱に基づき、一般住宅等の新築、増改築の際、その敷地に雨水浸透施設の設置を指導し、河川の氾濫及び道路冠水等の防止を図る。

・盛土規制

松戸市盛土事業規制要綱による指定区域での埋め立て、盛土は、市との協議を要するものとし、降雨による住居等への浸水被害の軽減を図る。

1-2-⑤ 河川管理施設の維持管理・更新

【河川清流課】

- 定期点検や日々パトロールによる状況把握により排水施設の健全度を早期に把握し、安全性を損なう排水施設を発見した際は、その改善に努める。
- 損傷が顕在化してから修繕を実施する対症療法型から損傷が顕在化する前に計画的な修繕を実施する予防保全型の維持管理に転換することで、長寿命化や維持管理コストの縮減を図る。

1-2-⑥ 雨量・河川水位の情報伝達

【河川清流課】

- 無人の水位、雨量測定装置、監視カメラ等による遠隔治水監視システムの活用により排水施設や河川の水位の監視に努める。

1-2-⑦ 下水道施設の耐震対策

【下水道維持課、下水道整備課】

- 処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。
- 下水道地震対策としてマンホールの浮上防止対策を推進する。特に緊急輸送路及び避難路を優先的に推進する。
- 下水道地震対策として災害避難所（市内の小中学校）に既設下水道管を利用した井戸水による簡易水洗式仮設トイレの整備を推進する。

1-2-⑧ 広域的避難の枠組み整備

【危機管理課】

- 想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組の整備に向け、他都県市等の関係機関と連携協力しながら検討を進める。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-3-① 土砂災害防止法に基づく対策の推進

【危機管理課】

- 県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の危険箇所の実態を調査し、必要な手続きを推進する。
- 市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るために、災害情報の伝達、避難に関する警戒避難体制を進める。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。
- 土砂災害発生のおそれのある場所については、松戸市防災マップの作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催、土砂災害ハザードマップの作成・配布等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。
- 土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害危険箇所等についても周知する。
- 土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の名称及び所在地を松戸市地域防災計画（資料編）に記載するとともに、当該施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。

1-3-② 急傾斜地崩壊対策

【道路維持課、危機管理課、建築審査課】

- 急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

【道路維持課】

- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面對策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。

1-3-③ 宅地造成工事規制区域内の保全対策

【住宅政策課】

- 市は県と連携して、規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

1-3-④ 土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援

【危機管理課、街づくり部各課、建設部各課】

○ 災害対策本部及び本部事務局の機能強化

風水害等への警戒、災害発生初動において、迅速かつ円滑に対応できる体制を保持するため、災害対策本部及び本部事務局の機能強化を推進し、災害発生時の対応全般の総合調整を行う本部事務局を中心に、災害対策本部の円滑な運営ができるよう、体制を整備する。この際、避難所担当職員の動員・配備については、事前準備等も含め、円滑に配備できるような体制を整備する。

○ 土砂災害に関する情報の収集

平常時から、巡視により土砂災害危険箇所等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、随時、警戒パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候を把握する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された際に、土砂災害警戒区域周辺の住民に対し、迅速かつ確実に周知徹底できるよう情報伝達体制の強化を図る。

○ 警戒・避難体制の整備

土砂災害危険箇所の住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等について周知を図る。

土砂災害危険箇所周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等により避難勧告等の伝達体制の強化を図る。

自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、避難勧告等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-4 暴風雪に伴う多数の死傷者の発生

1-4-① 多様な情報ツールの活用

【危機管理課】

○ 多様な手段（インターネット、松戸市安全安心メール配信サービス、アマチュア無線局、ケーブルテレビ、地上デジタル放送、FM、テレビ、防災ラジオ、同報系防災行政無線、広報車等）をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる。

○ ポケベル電波を利用したデジタル同報無線等、災害関連情報の伝達手段の多様化等に努める。【再掲】

【保育課】

○ I C T を活用し、災害及び児童情報などを児童福祉施設（保育所等）及び保護者へ伝達する。【再掲】

1-4-② 大雪時の公共交通

【道路維持課、交通政策課、建設総務課、道路建設課】

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。また、鉄道交通を確保するため、在来線の除雪体制の構築等を進める。

1-4-③ 雪害などの災害対応

【道路維持課】

- 降雪、積雪状況を把握して、道路交通の確保、雪害による被災、警戒等を円滑に行う。具体的には、職員、除雪業者との連携、路面凍結防止剤の備蓄、道路パトロール車等の滑り止め装置、道路通行規制に使用する標識等の確保を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-1-① 燃料の仮貯蔵等

【予防課】

- 消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者に対し、自衛消防体制の確立及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

2-1-② 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築

【水道部総務課、工務課、危機管理課、教育施設課】

- 災害に強い水道施設を構築していくために、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の更新を推進する。
- あらゆる災害が発生した場合でも給水を止めないように、危機管理マニュアルの確認や重要給水拠点の把握に日常から努めるとともに、応急給水資機材の充実、給水訓練の実施など、災害に備えた体制の強化を図る。また、市営水道と隣接事業体等との災害時応援体制を確立し、物資や給水の相互融通の拡充を図る。
- 各避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁の設置工事、老朽化した受水槽の改修を推進する。

2-1-③ 支援物資の調達・供給体制の構築

【危機管理課】

- 千葉県防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。
- 国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。
- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活にも配慮した

物資の備蓄・確保を推進する。

- 市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。

2-1-④ 道路施設の老朽化対策

【道路維持課】

- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」、「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。

2-1-⑤ 道路の法面対策

【道路維持課】

- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面対策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

2-1-⑥ 道路橋梁の長寿命化

【道路維持課】

- 橋梁の長寿命化を図るとともに、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。

2-1-⑦ 緊急輸送道路の確保

【建設総務課、道路維持課】

- 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を実施し道路の機能を確保する。

【建築指導課、建築保全課】

- 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。

【新拠点整備課】

- 国道6号上り方面に新拠点ゾーンへ進入できる右折レーンを設置する。

2-1-⑧ 自家発電設備の整備

【危機管理課、消防総務課、地域医療課、教育施設課、健康福祉政策課、スポーツ課】

- 災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。

2-1-⑨ 備蓄品の確保

【危機管理課】

- 千葉県防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。【再掲】
- 国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。【再掲】
- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活にも配慮した物資の備蓄・確保を推進する。【再掲】
- 市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。【再掲】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

2-2-① ヘリコプターによる対策の充実

【危機管理課、警防課】

- 航空輸送
災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

2-2-② 代替輸送路等の確保

【建設総務課、道路維持課、道路建設課】

- 東日本大震災を契機として防災・減災の意識はより高まっている。道路整備だけでその対応が図れるものではないものの、都市防災を強化する輸送経路や避難場所へのアクセス機能を担う道路機能の充実を図る。

【河川清流課】

- 水上輸送

災害時に水上輸送が有効な場合は、自衛隊及び船舶保有者による水上輸送を実施する。

2-2-③ 地域防災力の向上

【危機管理課】

- 防災組織の整備
防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。【再掲】

○ 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。【再掲】

○ 防災教育の普及推進

パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。【再掲】

○ 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。【再掲】

○ 性別の違いにより、災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要であるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和2年5月）」に基づき防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。また、女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。【再掲】

【建築指導課】

- 市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を公表している。この地震ハザードマップの内容は、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の内容のものとして公表し、市民の防災意識の向上を図っていく。【再掲】
- 市では、県との協力に基づいて自治会や町内会を通じて、耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等を行い耐震化の促進を図る。【再掲】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-3 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-① 災害対策用装備資器材の整備充実

【危機管理課】

- 防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

2-3-② 防災倉庫等の整備

【危機管理課】

- 避難所となる全市立小・中学校等への分散備蓄倉庫の整備・改修を推進する。
- 拠点倉庫の改修等を推進する。

2-3-③ 消防団員の確保対策の充実強化

【消防総務課】

- 消防団の強化・活性化を図るため、消防団員の確保、資器材等の装備の整備拡充を図るとともに、消防センターの施設管理を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。
- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、次の取組を検討する。
 - 事業者の消防団活動に対する理解の促進
 - 消防団への加入の促進
 - 処遇の改善
 - 装備の改善

2-3-④ 自主防災組織等の充実強化

【危機管理課】

- 自主防災組織の結成促進及び育成・強化
災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。【再掲】
- 十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。
- 松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。
- 住民に対しては、普通救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

2-3-⑤ 常備消防力の強化

【消防企画課】【警防課】

- 災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。
- ちば北西部消防指令センターの事業を推進する。
- 松戸市南西部地域の災害対応力強化を図るため、二十世紀が丘消防署の建替えに取組む。
- 松戸市消防局災害活動要綱に基づいた職員の非常参集。
- 地震時には、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備を進めるとともに自然水利の活用が可能なように整備を行う。

2-3-⑥ T E C – F O R C E 等との連携強化

【危機管理課】

- 国から派遣される T E C – F O R C E と県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。

2-3-⑦ 受援体制の整備

【各担当課】

- 松戸市受援計画を策定するとともに、国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、衛星電話、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。
- 松戸市災害時受援計画の実効性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって被災者の救助、救援を速やかに実施することで、災害関連死等の人的被害を低減する。

【千葉県警察、陸上自衛隊、医療機関】

- 特殊災害対応訓練による関係機関との連携強化。

2-3-⑧ 緊急輸送道路の確保

【建設総務課、道路維持課】

- 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を実施し道路の機能を確保する。【再掲】

【建築指導課、建築保全課】

- 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第 14 条第 3 号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。【再掲】

2-3-⑨ 地域防災力の向上

【危機管理課】

- 防災組織の整備
防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。【再掲】
- 自主防災組織の結成促進及び育成・強化
災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の 100% 結成を促進する。【再掲】
- 防災教育の普及推進
パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災

に関する教育の充実を図る。【再掲】

○ 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。【再掲】

○ 性別の違いにより、災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要であるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和2年5月）」に基づき防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。また、女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。【再掲】

【建築指導課】

- 市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を公表している。この地震ハザードマップの内容は、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の内容のものとして公表し、市民の防災意識の向上を図っていく。【再掲】
- 市では、県との協力に基づいて自治会や町内会を通じて、耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等を行い耐震化の促進を図る。【再掲】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

2-4-① 総合的な帰宅困難者対策の検討・実施

【危機管理課】

- 関係機関と連携した協議会を逐次立ち上げ、帰宅困難者の安全を確保、一時滞在施設の開設・運営及び帰宅困難者等対策に関する基本的指針等、帰宅困難者への支援体制を強化する。
- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、平常時から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員等への基本原則の周知と、利用客等へのルールの普及・啓発を促進する。
- 一時滞在施設の確保
帰宅困難者を一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。
また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備を進める。
さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。

○ 支援体制の整備

「帰宅困難者等対策に関する基本的な指針」を交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等と連携して作成を進める。

また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的に実施するとともに、各機関の積極的な参加を促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。

○ 帰宅困難者向け備蓄等の整備促進

遠方から通勤・通学している従業員や学生等がいる事業所、大学、高等学校等については、それらの者が帰宅困難者になる可能性があることから、帰宅困難になった場合、基本原則や必要な備蓄等の整備について、普及・啓発する。

○ 関係機関と連携した取組み

市では、千葉県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、松戸駅、新松戸・幸谷駅に駅を中心とした鉄道事業者及び駅周辺事業者、学校、警察、消防機関等により構成する「駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、帰宅困難者対策の強化を図っている。その他の駅周辺においても関係機関の認識の共有を図り、市全体での帰宅困難者対策の強化に努める。

2-4-② 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用

【公園緑地課、危機管理課】

- 都市公園等のオープンスペースは、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、これらが不足する地域において、計画的に都市公園等の整備を行い防災機能の充実に努める。また、帰宅困難者の支援スポットとして活用する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-5-① 病院における電力供給体制の確保

【病院管財課、地域医療課、危機管理課、健康福祉政策課】

- 災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コーポレーティブ・ソリューション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。

○ 非常電源の整備促進

大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

【東松戸病院 総務課】

- 災害時停電が発生した場合の安定的な電力の供給を図る。災害時においても、安全な医

療・介護サービスを提供する。

2-5-② 災害時の石油類燃料の確保

【財産活用課、警防課】

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る。
- 松戸市中央消防署自家用給油所の緊急車両用の燃料を確保する。

2-5-③ 道路施設の老朽化対策

【道路維持課】

- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」、「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。【再掲】

2-5-④ 道路の新設整備

【交通政策課、建設総務課、道路維持課】

- 平成 17 年に策定された「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点地区のバリアフリー化を進め、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進する。特に道路に関するバリアフリー整備は、重点地区ごとに「道路特定事業計画」を策定し、同計画に則って整備を進める。

【建設総務課、道路維持課】

- 平成 30 年に策定された「松戸市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき、自転車走行空間を整備し、誰もが安全で快適に利用できる道路環境作りを推進する。

【学校教育部 保健体育課】

- 平成 26 年に策定された「松戸市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

【道路建設課】

- 平成 25 年に策定された「松戸市都市計画道路見直しの基本的な考え方」に基づき、交通処理機能はもとより、超高齢社会への対応や地球環境の保全、都市防災の強化などのまちづくりの課題への対応に留意し、都市計画道路の整備を進める。

【街づくり課】

- 主要幹線道路から新松戸東側へのアクセス改善のため、都市計画道路の整備を行う。【再掲】

【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】

- 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。【再掲】

2-5-⑤ 道路の法面対策

【道路維持課】

- 本市においては、“地域の防災計画上の位置付け”として災害時重要路線に該当する構造物、“他の構造物や施設への影響度”として鉄道、病院、避難所（主に学校）の近傍にある構造物は「重要度1」に位置付けられ、これらの法面対策を着実に推進する。また、「松戸市法面等修繕計画」に基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う。
- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面対策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

2-5-⑥ 道路橋梁の長寿命化

【道路維持課】

- 橋梁の長寿命化を図るとともに、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。【再掲】
- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。【再掲】

2-5-⑦ 災害拠点病院等の耐震化

【建築保全課、地域医療課】

- 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できない事態を避けるため、耐震化が未了の拠点病院の耐震化を着実に推進する。

2-5-⑧ 社会福祉施設の孤立対策

【各施設管理者】

- 電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の非常用発電機等の防災設備の整備に努める。

【危機管理課、河川清流課、保育課、学務課、子育て支援課、障害福祉課、健康福祉政策課、子供政策課、高齢者支援課、教育企画課、地域医療課】

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施
水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成及び避難訓練が義務化されたことを踏まえ、施設管理者は市に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。

2-5-⑨ 緊急輸送道路の確保

【建設総務課、道路維持課】

- 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を

実施し道路の機能を確保する。【再掲】

【建築指導課、建築保全課】

- 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。【再掲】

2-5-⑩ 医療救護に関する受援体制

【健康福祉政策課、危機管理課、警防課】

- 市外からの医療救護支援を円滑な受け入れや被災地を迅速に支援するため、応援受入計画を活用するとともに、県災害医療救護計画の運用体制を強化していく。【再掲】

2-5-⑪ 受援体制の整備

【各担当課】

- 松戸市災害時受援計画の実効性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって被災者の救助、救援を速やかに実施することで、災害関連死等の人的被害を低減する。
- 【再掲】

- 松戸市受援計画を策定するとともに、国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、衛星電話、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。【再掲】

【千葉県警察、陸上自衛隊、医療機関】

- 特殊災害対応訓練による関係機関との連携強化。【再掲】

2-5-⑫ B C Pの作成及び防災訓練の実施

【健康福祉政策課、地域医療課】

- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

2-5-⑬ 医師会等との連携強化

【健康福祉政策課、地域医療課、危機管理課】

- 医療機関、医師会等と協力し、超急性期を重視した松戸市災害時医療救護マニュアルを整備する。
- 平成26年度に設置した「医療部会」において、災害時超急性期及び応急医療について検討し、より実効性のある体制を整備する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-6-① 予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

【健康推進課、環境保全課】

- 平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。

2-6-② 感染症対策の充実

【健康福祉政策課】

- 新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。
- 避難行動の普及
平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知する。

【健康福祉政策課、危機管理課】

- 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難
指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。
避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災対本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。
- 病院や施設等に感染者のための避難先を確保できない場合は、避難所の一部を感染者用とする。

【健康福祉政策課、危機管理課】

- ホテル・旅館等の活用
指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。

2-6-③ 感染症用資材の確保

【健康福祉政策課】

- 避難者にインフルエンザ、ノロウィルス、O157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品（マスクや手指消毒薬）について、備蓄や流通事業者等との連携により、的確に確保できるようにしておく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく。

【健康福祉政策課、危機管理課】

- 平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

【保育課】

- 児童福祉施設（保育所等）で自然災害発生時に感染症等の拡大防止に努めるため、マスク・手袋・消毒用アルコール等を備蓄できる倉庫等の設置をする。

2-6-④ 下水道B C Pの策定

【下水道整備課、下水道維持課】

- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。【再掲】

2-6-⑤ 広域火葬体制の構築

【地域福祉課】

- 大規模災害により単独での対応が困難な場合に備えて、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県や他市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

2-7-① 避難所における衛生管理

【下水道整備課】

- 下水道地震対策として災害避難所（市内の小中学校）に既設下水道管を利用した井戸水による簡易水洗式仮設トイレの整備を推進する。【再掲】

2-7-② 避難所の生活環境の改善

【下水道整備課】

- 下水道地震対策として災害避難所（市内の小中学校）に既設下水道管を利用した井戸水による簡易水洗式仮設トイレの整備を推進する。【再掲】

【危機管理課、教育施設課、廃棄物対策課、環境政策課、スポーツ課、市民自治課、高齢者支援課、商工振興課、男女共同参画課、生涯学習推進課、和名ヶ谷クリーンセンター】

- 避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成 25 年 8 月）等を踏まえ、次のような整備を推進する。

- 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性及び長寿命化を含めた老朽化対策による安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

- 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）、要配慮者用の福祉避難室の確保に努める。

- ・備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、LPGガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- ・被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明等）、男女のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。
- ・一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ・指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ・各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「避難所開設・運営マニュアル（平成25年10月）」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。
- ・福祉避難所の運営支援のため、関係部課から職員を選定し、支援班等を設置する。また、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担について事前協議を行い、連携体制の強化を図る。

○ 避難施設等の整備

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成25年8月）」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、平成25年4月）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月）に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資器材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう（社）松戸市社会福祉協議会等との連携など、要配慮者に十分配慮した運営に努める。

【和名ケ谷クリーンセンター】

○ 災害時に避難場所となる和名ケ谷スポーツセンターの環境を改善し、避難施設の機能を向上させる。

2-7-③ 食料・飲料水等の備蓄

【危機管理課】

- 災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、体制の整備を図る。
- 千葉県防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。**【再掲】**
- 国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。**【再掲】**

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活に配慮した物資の備蓄・確保を推進する。【再掲】
- 市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。【再掲】
- 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、L P ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。【再掲】

2-7-④ 被災者の情報収集

【各部・各班、関係機関】

- 関係各班は連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

2-7-⑤ 避難場所の分散

【危機管理課】

- 指定避難所だけでなく、ホテル、旅館、知人宅など、多様な避難場所を確保することについて、平時から啓発する。
- ホテル・旅館等の活用
指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。【再掲】
- 車中泊等の対策
浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1-① 業務継続計画の作成

【危機管理課】

- 業務継続体制の確保
災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、下記の重要事項を明確にした業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。
また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改

訂などを行う。

【B C P の 6 原則】

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

3-1-② 地域防災力の向上

【危機管理課】

○ 防災組織の整備

防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。【再掲】

○ 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の 100% 結成を促進する。【再掲】

○ 防災教育の普及推進

パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。【再掲】

○ 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。【再掲】

○ 性別の違いにより、災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要であるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和 2 年 5 月）」に基づき防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。また、女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。【再掲】

【建築指導課】

○ 市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震

による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を公表している。この地震ハザードマップの内容は、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の内容のものとして公表し、市民の防災意識の向上を図っていく。【再掲】

- 市では、県との協力に基づいて自治会や町内会を通じて、耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等を行い耐震化の促進を図る。【再掲】

3-1-③ 防災を担う人材の育成

【危機管理課】

- 県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。
- 十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。

【再掲】

3-1-④ 総合防災訓練の実施

【危機管理課】

- 防災関係機関、県等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年 11 月の第 2 週の土曜日を基準とした適切な時期に実施し、定着化を図る。

3-1-⑤ 公共施設の耐震化

【建築保全課】【情報政策課（システムのバックアップを担当）】

- 市有建築物は、松戸市市有建築物耐震対策要綱に基づいて、耐震改修を進める。また、改修状況の公表等により、耐震化を推進する。その他、公共建築物におけるコンピューターシステムやデータのバックアップ、自家発電機等の設備の設置、棚等の転倒防止等の安全対策を行う。

3-1-⑥ 避難所等の電源確保

【教育施設課、廃棄物対策課、環境政策課、スポーツ課、市民自治課、高齢者支援課、商工振興課、男女共同参画課、生涯学習推進課、危機管理課】

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。

3-1-⑦ 基幹業務システム等の耐災害性の確保

【情報政策課】

- 大規模災害時においてもシステムの継続利用及び早期復旧ができるように、情報システムの業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定し、運用する。

3-1-⑧ 災害対策本部の体制強化

【危機管理課】

- 災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

【情報政策課】

- 住民基本台帳、固定資産課税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-① 防災情報の収集機能強化

【危機管理課】

- 災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

4-1-② 電源途絶に対する予備電源の確保

【病院管財課、財産活用課、地域医療課、危機管理課、健康福祉政策課、消防総務課】

- 災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。

【再掲】

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-2-① 災害情報の伝達手段の多様化

【危機管理課】

- 多様な手段（インターネット、松戸市安全安心メール配信サービス、アマチュア無線局、ケーブルテレビ、地上デジタル放送、FM、テレビ、防災ラジオ、同報系防災行政無線、広報車、等）をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる。【再掲】

- ポケベル電波を利用したデジタル同報無線等、災害関連情報の伝達手段の多様化等に努める。【再掲】

【障害福祉課】

- 緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、一人暮らしの重度身体障害者等へ緊急通報装置を貸与し、障害者の安心と安全に寄与する。

【保育課】

- I C T を活用し、災害及び児童情報などを児童福祉施設（保育所等）及び保護者へ伝達する。【再掲】

4-2-② メディアに対する情報提供

【危機管理課】

- 多様な手段（インターネット、松戸市安全安心メール配信サービス、アマチュア無線局、ケーブルテレビ、地上デジタル放送、FM、テレビ、防災ラジオ、同報系防災行政無線、広報車、等）をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる。【再掲】

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-3-① 防災情報の収集機能強化

【危機管理課、警防課】

- 通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。
- 災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。【再掲】
- 市及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合における非常通信の活用を図るため、関東地方非常通信協議会が開催する防災通信講演会等へ参加し、災害発生時の非常通信体制についての理解を深める。

4-3-② 災害時避難行動要支援者対策の促進

【地域福祉課】【危機管理課】【消防総務課】

- 避難行動要支援者への支援体制の整備

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府、平成 25 年 8 月）」、「災害時要援護者 避難支援の手引き（千葉県、平成 21 年 10 月）」及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針（平成 27 年 3 月）」に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援プランを作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

4-3-③ 外国人旅行者、住民等に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

【文化観光国際課、危機管理課】

- 言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。また、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。

【危機管理課】

- ピクトグラムを用いた外国人旅行者、住民等に対する災害情報の伝達
災害時ピクトグラムは、避難所となる施設等に設置する標識であり、文字だけではなく、図や記号を用いて表現することにより、日本語が読めない外国人等の災害弱者に対しても、避難情報を正しく伝達することができるため、避難所等への設置を進める。

4-3-④ 大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化

【危機管理課】

- 自助・共助の意識を醸成し、自主防災組織、地域防災リーダー、地域防災協力員、消防団、社会福祉協議会など地域との連携を深める。また、中でも、災害時に援助を必要とする人が安心できるような仕組みを地域との連携により構築する。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

5-1-① 中小企業に対する資金調達支援

【商工振興課】

- 金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。

5-1-② 沿道建築物の耐震化の促進

【建築指導課、建築保全課】

- 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。【再掲】

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

5-2-① 燃料供給ルートの確保

【道路維持課】

- 大規模災害発時の燃料供給ルートの途絶を防ぐ。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

5-3-① 代替性確保のための道路ネットワークの強化

【道路建設課】

- 市内の道路整備でまちづくり、渋滞の解消、都市防災の強化を目的として選択と集中により、効率的な道路整備に努める。

【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】

- 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。【再掲】

【道路維持課】

- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面対策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

【道路維持課】

- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。【再掲】

5-3-② 雪害の予防

【道路維持課】

- 降雪、積雪状況を把握して、道路交通の確保、雪害による被災、警戒等を円滑に行う。具体的には、職員、除雪業者との連携、路面凍結防止剤の備蓄、道路パトロール車等の滑り止め装置、道路通行規制に使用する標識等の確保を進める。【再掲】

5-3-③ 交通・輸送対策

【建設総務課、道路維持課、道路建設課】

- 各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。
- ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

5-3-④ 沿道建築物の耐震化の促進

【建築指導課、建築保全課】

- 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。【再掲】

5-3-⑤ 道路の防災対策

【道路維持課】

- 道路及び橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常からその維持補修を行い災害の拡大防止と災害時の交通確保に留意する。

【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】

- 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。【再掲】

【道路維持課】

- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面對策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

【道路維持課】

- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。【再掲】

【道路建設課】

- 市内の道路整備でまちづくり、渋滞の解消、都市防災の強化を目的として選択と集中により、効率的な道路整備に努める。【再掲】

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-4 食料等の安定供給の停滞

5-4-① 農地・農業水利施設等の適切な保全管理

【農政課】

- 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壤流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の計画的な整備、補修及び更新を推進する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

6-1-① 災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援

【環境政策課】

- 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コーポレート・ガスレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

【地域福祉課】

- 不測の事態（災害等）により、電力供給が断たれた場合における緊急時火葬機能を確保するため、発電設備の設置を図る。

【健康福祉会館】

- 地域防災計画により災害時の避難施設等として位置づけられた福祉施設において、平時の温室効果ガス排出抑制及び災害時においてもエネルギー供給を受けることにより、事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備の設置を検討する。

6-1-② 災害時石油供給連携計画の実効性確保

【危機管理課】

- 訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る。

6-1-③ ライフライン事業者との連携強化

【危機管理課】

- 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的に実施する。
- 関係機関から得た航空写真、地図情報等については、被害状況の早期把握のため、必要に応じて、ライフライン関係者に提供し、情報連携を図る。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

6-2-① 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築

【水道部総務課、工務課】

- 災害に強い水道施設を構築していくために、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の耐震化を推進する。【再掲】

- あらゆる災害が発生した場合でも給水を止めないように、危機管理マニュアルの確認や重要給水拠点の把握に日常から努めるとともに、応急給水資機材の充実、給水訓練の実施など、災害に備えた体制の強化を図る。また、市営水道と隣接事業体等との災害時応援体制を確立し、物資や給水の相互融通の拡充を図る。【再掲】

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

6-3-① 下水道B C Pの策定

【下水道整備課、下水道維持課】

- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。【再掲】

6-3-② 下水道施設の耐震

【下水道整備課、下水道維持課】

- 下水道施設において、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化を図る。また、終末処理場施設で特に破損しやすい継手部の補強を行うことにより、漏水を防止し、地震時における汚水処理機能を確保する。
- 被災時に他の流域下水道との相互協力が可能な連携を進める。
- 下水道総合地震対策計画に基づき事業を実施する。

6-3-③ 下水道施設の戦略的維持管理・更新

【下水道整備課】【下水道維持課】

- 令和元年に策定された「松戸市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。

6-3-④ 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

【廃棄物対策課、和名ヶ谷クリーンセンター、東部クリーンセンター、日暮クリーンセンター】

- 計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

6-4-① 代替性確保のための道路ネットワークの強化

【道路建設課】

- 市内の道路整備でまちづくり、渋滞の解消、都市防災の強化を目的として選択と集中により、効率的な道路整備に努める。【再掲】
- 道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため、幹

線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性と効果の高い路線から整備を進めるものとする。【再掲】

- 県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。【再掲】
- 緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど交通を確保する協力体制を整備する。【再掲】
【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】
- 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。【再掲】

【道路維持課】

- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面對策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

【建設部道路維持課】

- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。【再掲】

6-4-② 緊急輸送道路を含む沿道等の整備と適切な維持管理

【道路維持課、道路建設課、建築指導課、建築保全課】

- 主要な生活道路の整備などにより消防活動が困難な区域を解消するとともに、市民の避難路を確保する。避難路および緊急輸送路となる幹線道路の整備を推進し、あわせて沿道の建物の不燃化や耐震化を促進する。

【道路維持課】

- 防災上重要な路線を重点的に、法面の安全対策を推進し、必要な補修を計画的に実施する。
- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面對策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

【みどりと花の課】

- 街路樹が災害時の通行障害を引き起こさないように、街路樹の適正な維持管理に努める。

6-4-③ 道路施設の老朽化対策

【道路維持課】

- 損傷が顕在化してから修繕を実施する対症療法型から損傷が顕在化する前に計画的な修繕を実施する予防保全型の維持管理に転換することで、長寿命化や維持管理コストの縮減を図る。【再掲】
- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」、「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維

持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。【再掲】

6-4-④ 道路の法面対策

【道路維持課】

- 本市においては、“地域の防災計画上の位置付け”として災害時重要路線に該当する構造物、“他の構造物や施設への影響度”として鉄道、病院、避難所（主に学校）の近傍にある構造物は「重要度1」に位置付けられ、これらの法面対策を着実に推進する。また、「松戸市法面等修繕計画」に基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う。【再掲】
- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面対策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

6-4-⑤ 道路橋梁の長寿命化

【道路維持課】

- 橋梁の長寿命化を図るとともに、市街地や主要路線の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。【再掲】
- 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。【再掲】

6-4-⑥ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

【建築指導課、建築保全課】

- 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。【再掲】

6-4-⑦ 無電柱化の推進

【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】

- 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。【再掲】

6-4-⑧ 輸送ルートの確保

【危機管理課、建設総務課、道路維持課】

- 県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。【再掲】
- 緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど交通を確保する協力体制を整備する。【再掲】

【危機管理課】

- 陸上輸送

災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。また、市有車両の配備計画を事前に作成するとともに、緊急通行車両の事前届け出手続きを行う。

【危機管理課、警防課】

- 航空輸送

災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。【再掲】

【河川清流課】

- 水上輸送

災害時に水上輸送が有効な場合は、自衛隊及び船舶保有者による水上輸送を実施する。

【再掲】

6-4-⑨ 緊急輸送のための交通の確保

【危機管理課、道路維持課、建設総務課】

- 緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど交通を確保する協力体制を整備する。

6-4-⑩ 輸送手段の確保

【交通政策課】

- 災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。

【危機管理課、警防課、河川清流課】

- ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。【再掲】

【危機管理課】

- 陸上輸送

災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。また、市有車両の配備計画を事前に作成するとともに、緊急通行車両の事前届け出手手続きを行う。【再掲】

【危機管理課、警防課】

- 航空輸送

災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。【再掲】

【河川清流課】

○ 水上輸送

災害時に水上輸送が有効な場合は、自衛隊及び船舶保有者による水上輸送を実施する。

【再掲】

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

6-5-① 水門等の防災インフラの耐震化・液状化対策

【河川清流課】

- 大規模地震想定地域等における水門等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を推進する。

6-5-② 防災インフラの速やかな復旧策

【危機管理課】

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、T E C - F O R C E の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会、技術支援等に参加し、各対策部にて取り組めるようにする。

6-5-③ 関係機関への情報共有

【危機管理課】

- 市の総合防災情報システム、統合災害情報システム等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-1-① 延焼防止等に資する緑地の確保

【公園緑地課、みどりと花の課】

- 緑地や生産緑地を保全し生活環境を整備するとともに、火災の防止をあわせもつようする。このため、市内の樹林地は基本的に全て保全対象とし、樹林地の重要性に応じて、松戸市緑の条例に基づく「保全樹林地区」・「特別保全樹林地区」・「保護樹木」の指定や、都市緑地法に基づく「市民緑地」、「特別緑地保全地区」の指定をするなど、段階的に保全に取り組む。また、江戸川沿いの斜面林については、引き続き「特別緑地保全地区」の指定を進め、保全を図る。

- 都市公園等のオープンスペースは、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、これらが不足する地域において、計画的に都市公園等の整備を行い防災機能の充実に努める。また、帰宅困難者の支援スポットとして活用する。【再掲】

7-1-② 都市防災機能を有する街路の整備推進

【建設総務課、道路維持課、道路建設課】

- 道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性と効果の高い路線から整備を進めるものとする。【再掲】

7-1-③ 救助活動能力の強化

【消防総務課】

- 消防団の強化・活性化を図るため、消防団員の確保、資器材等の装備の整備拡充を図るとともに、消防センターの施設管理を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。【再掲】

【警防課】

- 資機材等の充実に努め、処遇、装備の改善を行い、活動の充実を目指して自主防災組織等と協力し地域防災力の強化を図る。

【危機管理課、予防課】

- 十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。

【再掲】

【危機管理課】

- 松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。【再掲】
- 災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行う組織の100%結成を促進する。【再掲】

7-1-④ 火災予防対策等の推進

【予防課】

- それぞれの建物に適した火災予防を講じさせるとともに、火災原因調査技術の強化をより一層高めて、安全安心な情報を積極的に発信することにより、出火防止及び被害の軽減を図る。【再掲】
- 事業所等の火災予防啓発をより一層深めるとともに、違反対象物に対して強力な指導を行っていく。【再掲】
- 全ての一般住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進にむけ、啓発活動を推進する。【再掲】

7-1-⑤ 高層建築物等における災害対策

【警防課】

- 「松戸市緊急離着陸場等設置指導基準」に基づき、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等を設置する。

7-1-⑥ 地域防災力の向上

【危機管理課】

- 防災組織の整備

防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。【再掲】

- 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。【再掲】

【危機管理課】

- 防災教育の普及推進

パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。【再掲】

- 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。【再掲】

- 性別の違いにより、災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要であるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和2年5月）」に基づき防災計画等の防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。また、女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。【再掲】

【建築指導課】

- 市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を公表している。この地震ハザードマップの内容は、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の内容のものとして公表し、市民の防災意識の向上を図っていく。【再掲】

【建築指導課】

- 市では、県との協力に基づいて自治会や町内会を通じて、耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等を行い耐震化の促進を図る。【再掲】

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

7-2-① 沿道建築物の耐震化の推進

【道路維持課、建築指導課、建築保全課、道路建設課】

- 主要な生活道路の整備などにより消防活動が困難な区域を解消するとともに、市民の避難路を確保する。避難路および緊急輸送路となる幹線道路の整備を推進し、あわせて建物の不燃化や耐震化を促進する。【再掲】
- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面対策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】
- 「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。

【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】

- 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。【再掲】

【道路維持課】

- 防災上重要な路線を重点的に、法面の安全対策を推進し、必要な補修を計画的に実施する。【再掲】

【建築指導課、建築保全課】

- 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。【再掲】

7-2-② 関係機関の耐災害性の向上

【警防課】

- 被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

7-3-① 土砂災害防止法に基づく対策の推進

【危機管理課】

- 県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の危険箇所の実態を調査し、必要な手続きを推進する。【再掲】
- 市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、災害情報の伝達、避難に関する警戒避難体制を進める。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。
- 土砂災害発生のおそれのある場所については、松戸市防災マップの作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。【再掲】
- 土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害危険箇所等についても周知する。【再掲】

【危機管理課】

- 土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の名称及び所在地を松戸市地域防災計画（資料編）に記載するとともに、当該施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。【再掲】

7-3-② 急傾斜地崩壊対策

【道路維持課、危機管理課、建築審査課】

- 急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。【再掲】

【道路維持課】

- 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法面對策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。【再掲】

7-3-③ 宅地造成工事規制区域内の保全対策

【住宅政策課】

- 市は県と連携して、規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。【再掲】

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

7-4-② 危険物による危害防止

【予防課】

- 県及び関係機関の指導に基づいて、災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、防災体制を確立する。
- 危険物及び指定可燃物について、消防法その他法令に基づき立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物等の規制を実施する。
- 事業所防災対策の強化
　危険物施設の管理者等に対し、危険物施設の規模に応じて、危険物保安監督者等の選任、予防規程等の作成、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

7-5-① 農地等の適切な保全管理

【農政課】

- 農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動への支援を行う。

【みどりと花の課、農政課】

- 樹林地が有する公益的機能を維持していくために、市内に残された樹林地を保全する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

8-1-① 災害廃棄物処理計画の策定と円滑な処理の推進

【廃棄物対策課】

- 平成 27 年に策定された「松戸市震災廃棄物処理計画」について、必要に応じて見直しをする。

8-1-② 一般廃棄物処理施設の防災機能の向上

【廃棄物対策課】

- 市の一般廃棄物処理施設の耐震化等を進め、損壊を防止する。施設損壊の場合は、早急に復旧させる。

8-1-③ 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの確保

【廃棄物対策課】

- がれきの再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための仮置場を確保し、運用する。

- 仮置場での分別の徹底や民間の再資源化施設の活用等で、がれきの再利用・再資源化を可能な限り推進し、最終処分量の削減を図る。

8-1-④ 災害廃棄物処理の支援体制の構築

【廃棄物対策課】

- 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し、連携強化を図る。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-2-① 関係機関との災害対応訓練の実施

【危機管理課】

- 防災関係機関、県等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年 11 月の第 2 週の土曜日を基準とした適切な時期に実施し、定着化を図る。【再掲】

8-2-② 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

【危機管理課】

- 発災時に各種団体との応急業務協定が有効に機能するよう、あらゆる災害を想定した防災訓練等を実施することにより、災害応急業務協定による対応強化を図る。

8-2-③ T E C – F O R C E 等との連携強化

【危機管理課】

- 国から派遣される T E C – F O R C E と県、市における連携強化を推進し、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。【再掲】

8-2-④ 道路機能の確保

【建設総務課、道路維持課】

- 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を実施し道路の機能を確保する。【再掲】

8-2-⑤ 防災を担う人材の育成

【危機管理課】

- 県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。【再掲】
- 十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。【再掲】

8-2-⑥ 建物被害認定体制の充実

【税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課、危機管理課】

- 地震発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となる罹災証明書の発行ができる体制を整える。

8-2-⑦ 地区防災計画制度の普及・啓発

【危機管理課】

- 地域の防災力の向上を図るため、町会・自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-3 広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態

8-3-① 生活再建支援

【会計課・財政課・契約課・技術管理課、財産活用課】

- 住民生活安定対策計画
被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【各部・各班】

- 生活関連施設の復旧計画
災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る。

【政策推進課】

- 災害復興支援
再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行う。

8-3-② 被災者台帳の整備・推進

【危機管理課】

- 被災者の援護の総合的かつ効率的な実施を図るため、被災者台帳の作成を円滑に行う体制を確立する。

【各部・各班、関係機関】

- 関係各班は連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

【再掲】

8-3-③ 行政機関等の機能低下回避

【危機管理課、消防企画課】

- 「松戸市業務継続計画」を策定し、大規模災害時にあっても行政機能が早期復旧するための事前対策を推進する。
- 大規模な地震が発生した場合に、少ない職員でも災害状況に応じて的確に非常時優先業務を遂行できるよう、平常時から訓練を実施するなど習熟度を高めておく。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

8-4-① 文化財の防火対策

【社会教育課、博物館、戸定歴史館】

- 文化財の所有者又は管理者は、火災の発生を報知し、迅速な消火活動ができるよう設備の設置・整備を行うとともに、火災の発生を未然に防止するため、適切な防火管理を行う。
- 国指定重要文化財（建造物）である「戸定邸」について、防火防災耐震化等の施設整備を実施する。【再掲】

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

8-5-① 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進

【住宅政策課】

- 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。

8-5-② 被災者の住宅の復興支援

【危機管理課、税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課、住宅政策課】

- 地震発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となる罹災証明書の発行ができる体制を整える。【再掲】

【住宅政策課、廃棄物対策課】

- 国、千葉県の支援内容にしたがって、地震発生後、できる限り早期に家屋の解体撤去を実施するとともに、住宅を失った被災者がいる場合、応急仮設住宅の建築、空き家のあつせんなど、必要に応じた被災者の支援を実施する。

【住宅政策課】

- 公営賃貸住宅の空き家のあっせんなど被災者の住宅確保を支援する。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

8-6-① 国内外への情報発信

【広報広聴課、環境保全課】

- 国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。



3－3 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたって設定した10項目の個別施策分野と4つの横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定にかかる基本的な指針）として整理した。（巻末の資料4に示す。）



3－4 今後の防災・減災対策の方針

本市は、防災・減災対策の充実した地域づくりを進めることで、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指している。今後の本市の国土強靭化は、以下の方針で取り組みを推進する。

- 江戸川河道掘削や堤防整備
- 河川・水路・雨水管の改修事業の促進
- 避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
- 無電柱化の推進
- 江戸川低地部での垂直避難場所の確保と氾濫時の台地部への避難誘導も含めた防災まちづくりの検討
- 木造住宅の密度が高い市街地の防災性の向上、住環境の改善
- 公共施設の耐震化の推進
- 雨水浸透施設・貯留施設の整備
- 避難場所・避難所の機能の強化
- 都市公園等のオープンスペースの防災機能の強化
- リアルタイム災害情報配信サービスの構築
- ハザードマップの作成・公表
- マイタイムライン等の活用の啓発
- 自主防災組織等の活性化、地区防災計画の普及

第4章 計画の推進と見直し

4-1 進捗状況の把握

(1) 施策の推進

本市の国土強靭化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組は広範な各課の所掌にまたがる。

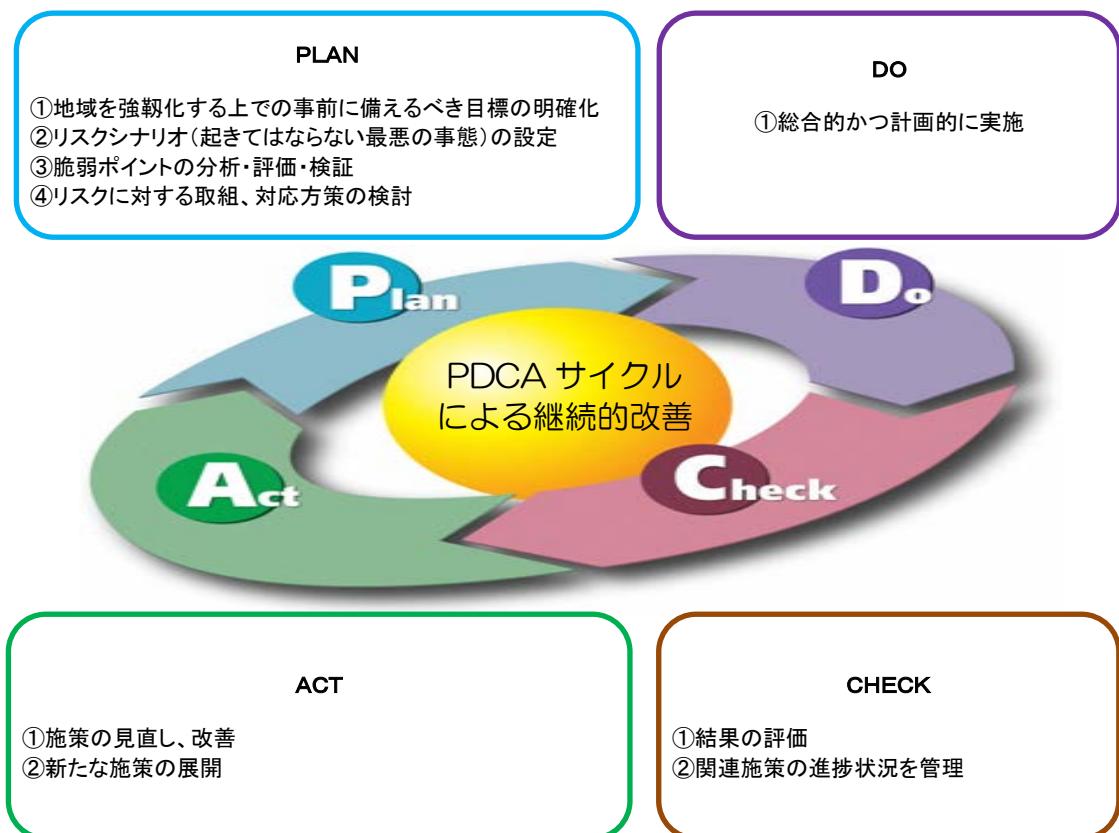
したがって、市地域計画に位置づける施策の推進に当たっては、府内の全庁横断的な体制のもと、県をはじめ、国の関係組織、近隣市町等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく。

(2) PDCAサイクル

本市の国土強靭化に向けては、国基本計画及び県地域計画と絶えず整合性を保つとともに、市地域計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要である。

そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返して取組を推進していくとともに、新たな施策展開を図っていくものとする。

●PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル



【資料1】リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	1 - 1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
○ 地震対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 松戸市地域防災計画（令和3年1月改正版）によると、想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等として、約4,800人が死傷し、2万人以上が避難すると予想されており、地震による被害軽減施策を進める必要がある。 	
○ 液状化	
<ul style="list-style-type: none"> 大地震が発生した場合、江戸川沿いの低地や谷底平野では液状化が発生する可能性が非常に高い。このため、調査結果の周知等により、耐震化とあわせて液状化対策を促進することが重要である。 	
○ 火災予防対策等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 本市における防火対象物数は、既存建物の老朽化による建替え等も含め、今後微増する。また、各種技術の進歩等により今後も防火対象物あるいは危険物施設は、構造の多様化、管理形態の多様化が予想されることから、それぞれの建物に適した火災予防を講じる必要がある。 	
○ 要配慮者等への災害情報の伝達	
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等への災害情報の伝達を確実に行う必要がある。 	
○ 宅地の耐震化の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の有無を調査し、その結果を公表し、住宅造成地に伴う災害に対する市民の理解を深める必要がある。 	
○ 防災上懸念のある地域等の改善	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模火災のリスクの低減等のために、道路等の交通基盤整備が不十分な地域や、木造住宅の密度が高い地域等について、被害低減のための改善整備について取り組む必要がある。また、地震により沿道建築物が倒壊し、道路を閉塞する恐れがあることから、対象となる建築物を明確にし、対策を行う必要がある。 	
○ 緊急時の避難路等の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 狭い道路が多くある市街地等は、地域住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等、災害時の活動を円滑に進めるために道路等を面的に整備する必要がある。 	
○ 無電柱化の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、松戸市無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。 	
○ 地域防災力の向上	
<ul style="list-style-type: none"> 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。 	
○ 住宅・建築物の耐震化の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化率は約84%（R2）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。 庁舎、病院、学校等の公共建築物は、応急活動拠点として活用されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。 	

<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つり天井など非構造部材等について安全対策を推進する必要がある。
<p>○ 医療施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院の耐震化を促進する必要がある。
<p>○ 社会福祉施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用している施設であり、施設の耐震化等により安全性を確保し、安心して暮らせる環境づくりを推進する必要がある。
<p>○ 被災宅地危険度判定の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震や豪雨などによる災害後の宅地の二次災害防止のため、被災宅地の危険度判定を適切に実施する判定士の養成や判定体制の整備充実を図る必要がある。
<p>○ 被災建築物応急危険度判定の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員だけでは対応が困難となるような、大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する必要がある。

<p>事前に備えるべき目標 (カテゴリー)</p> <p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>1－2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>脆弱性評価結果</p>
<p>○ 大規模水害対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。 ・ 水防法の改定（H27.7）に伴う浸水想定を踏まえ、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。 	
<p>○ 洪水ハザードマップの作成支援等減災対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の洪水に係る浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成を行っているところであるが、平成 27 年 7 月に水防法の改定があり、浸水想定の設定をすることとなったことに伴い、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。 	
<p>○ 内水ハザードマップの作成支援等減災対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで内水ハザードマップの作成が行われていたところであるが、平成 27 年 7 月に水防法の改定があり、浸水想定の見直しを図ることとなったことに伴い、想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。 	
<p>○ 河川管理施設の維持管理・更新</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川管理施設（排水機場及び水門・樋門・樋管、水防倉庫等）は、河川維持管理計画を作成し、巡視・点検を行い、管理に資する必要がある。 	
<p>○ 雨量・河川水位の情報伝達</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、雨量・河川水位の的確な情報提供を行う必要がある。 	
<p>○ 下水道施設の耐震対策</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震による汚水処理施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。 	
<p>○ 広域的避難の枠組み整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定外の大規模災害から市民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、他都県市町等の関係機関と連携協 	

力しながら検討を進める必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	1 – 3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
○ 激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	
<ul style="list-style-type: none"> 本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定され保全措置等がなされている。ハード整備とともに砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的に対策を推進していく必要がある。 	
○ 土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備等への支援	
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法が改正され、おおむね 5 年程度で基礎調査を完了させることから、今後、急速な区域指定の進捗が見込まれるため、警戒避難体制の整備等について、支援する必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	1 – 4 暴風雪に伴う多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
○ 災害情報の伝達	
<ul style="list-style-type: none"> 暴風雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の高度化を進めるとともに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる必要がある。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道やバスの車内に多数の旅客が取り残される事態を回避する必要がある。 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、L アラートの高度化、S N S など I C T を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進し、重要な情報が着実に伝わるようにする必要がある。 	
○ 大雪時の公共交通	
<ul style="list-style-type: none"> 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、地域の実情に応じたスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、在来線の除雪体制の構築等を進める必要がある。 	
○ 雪害などの災害対応	
<ul style="list-style-type: none"> 大雪時には、道路や交通機関の障害により、市民生活に支障をきたす恐れがあることから、雪害に対応する対策の強化を図る必要がある。 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
脆弱性評価結果	
○ 燃料の仮貯蔵等	
<ul style="list-style-type: none"> 震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように図る必要がある。 	
○ 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> 災害による水道施設の被害や給水への影響を軽減するため、基幹管路及び老朽管の耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。 	
○ 支援物資の調達・供給体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> 民間物流施設の活用、協定の締結等により、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。 	
○ 道路施設の老朽化対策	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、今後更新時期を迎える道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。 	
○ 道路の法面対策	
<ul style="list-style-type: none"> 道路法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う必要がある。 	
○ 道路橋梁の長寿命化	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、市が管轄する重要路線上、または重要路線を跨ぐ橋梁の長寿命化を着実に推進する必要がある。 	
○ 緊急輸送道路の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を実施し道路の機能を確保する必要がある。 	
○ 自家発電設備の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る必要がある。 	
○ 備蓄品の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と市が協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
脆弱性評価結果	
○ ヘリコプターによる対策の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプターによる空路からの孤立地域の救助・救援活動を迅速・円滑に行えるよう、県警・消防・自衛隊、ドクター・ヘリ等との実動訓練等を通じ、対策を充実させる必要がある。 	
○ 代替輸送路等の確保	

- 民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 地域の防災力の向上

- 防災行政無線、防災ラジオ、レアラートなど防災情報を確実に提供するとともに、住民自身による自助・共助の積極的な行動が行われるよう、地域防災力を向上させる必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2－3 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価結果

○ 災害対策用装備資器材の整備充実

- 従前装備品の老朽化や救出救助に必要な装備品の絶対数が不足しており、迅速な人命救助活動に支障を及ぼすことが懸念されることから、災害対策用装備資器材の整備充実を図る必要がある。

○ 防災倉庫等の整備

- ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

○ 消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化

- 消防団員の確保推進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

○ 常備消防力の強化

- 消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。

○ T E C – F O R C E 等との連携強化

- 国から派遣されるT E C – F O R C Eと県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる必要がある。

○ 受援体制の整備

- 市外からの警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れ柔軟かつ迅速に被災地を支援するため応援受入計画を活用し、訓練等を踏まえ体制を強化していく必要がある。

○ 緊急輸送道路の確保

- 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓閉を実施し道路の機能を確保する必要がある。

○ 地域防災力の向上

- 大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
脆弱性評価結果	
○ 総合的な帰宅困難者対策の検討・実施	
<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者対策については、県や他市町や鉄道事業者等と連携し、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。 公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる必要がある。 県や他市町や事業者と連携して、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図る必要がある。 	
○ 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休憩・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、都市公園等の整備を促進する必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
脆弱性評価結果	
○ 病院における電力供給体制の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時における市内の医療救護活動の拠点となる病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コージェネレーション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。 建物内にある非常用発電機は、設置より 40 年以上経過し、老朽化が著しい状況である。メーカーの部品供給も終了しており、停電時に正常に動作しない可能性が高い。 	
○ 災害時の石油類燃料の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る必要がある。 	
○ 道路施設の老朽化対策	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、今後更新時期を迎える道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。 	
○ 道路の新設整備	
<ul style="list-style-type: none"> 交通のバリアフリー化を進め、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図る必要がある。 自転車走行空間を整備し、誰もが安全で快適に利用できる道路環境作りを推進する必要がある。 児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る必要がある。 交通処理機能はもとより、超高齢社会への対応や地球環境の保全、都市防災の強化などのまちづくりの課題への対応に留意し、都市計画道路の整備を進める必要がある。 主要幹線道路から新松戸東側へのアクセス改善のため、都市計画道路の整備を行う必要がある。 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を 	

進める必要がある。	
○ 道路の法面対策	
<ul style="list-style-type: none"> 道路法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う必要がある。 	
○ 道路橋梁の長寿命化	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、市が管轄する重要路線上、または重要路線を跨ぐ橋梁の長寿命化を着実に推進する必要がある。 	
○ 災害拠点病院等の耐震化	
<ul style="list-style-type: none"> 松戸市で災害拠点病院に指定されている市立総合医療センター、千葉西総合病院は、既に耐震化が実施済みである。また、災害医療協力病院9箇所のうち、新東京、新松戸中央病院は建替え済みであり、耐震化されている。 耐震化が未了の災害拠点病院等では、大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できないおそれがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。 	
○ 社会福祉施設の孤立対策	
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切な支援体制の充実が必要である。 	
○ 緊急輸送道路の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を実施し道路の機能を確保する必要がある。 	
○ 受援体制の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 市外からの医療救護支援を円滑に受け入れ、被災地を迅速に支援するための応援受入計画を活用し、県災害医療救護計画の実践的な運用の体制を強化していく必要がある。 	
○ B C P の作成及び防災訓練の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 病院は災害時にも継続的に業務を行えるよう、B C P の作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。 	
○ 医師会等との連携強化	
<ul style="list-style-type: none"> 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会の災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2 – 6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
脆弱性評価結果	
○ 予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築しておく必要がある。 	
○ 感染症対策の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 市内における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向を把握し、千葉県（松戸保健所）と連携して助言・指導を受け、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。 	
○ 感染症用資材の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等において、マスクや手指消毒の備蓄などを行う必要がある。 マスクや手指消毒薬について、病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。 	
○ 下水道B C P の策定	

<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、B C P 策定を促進とともに、策定したB C P を適切に運用していくうえで、適宜フォローアップ等を行う必要がある。 				
○ 広域火葬体制の構築				
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、県や他市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。 				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事前に備えるべき目標 (カテゴリー)</th><th>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</td><td>2 – 7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</td></tr> </tbody> </table>	事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2 – 7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）			
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	2 – 7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
脆弱性評価結果				
○ 避難所における衛生管理				
<ul style="list-style-type: none"> 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する必要がある。 				
○ 避難所の生活環境				
<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、長寿命化を含めた老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等の要配慮者も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所との運営体制を確保していく必要がある。 				
○ 食料・飲料水等の備蓄				
<ul style="list-style-type: none"> 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある 				
○ 被災者の情報収集				
<ul style="list-style-type: none"> 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。 				
○ 避難場所の分散				
<ul style="list-style-type: none"> 感染症流行時に災害が発生する場合に備え、指定避難所だけでなく、多様な避難場所について確保しておく必要がある。 				

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	3 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	3－1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
脆弱性評価結果	
○ 業務継続計画の作成	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り・生活の早期復旧を図るとともに行政機能を維持する必要があり、業務継続計画を策定する必要がある。 	
○ 地域防災力の向上	
<ul style="list-style-type: none"> 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組みを促進し、地域防災力の向上を図る必要がある。 	
○ 防災を担う人材の育成	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う必要がある。 	
○ 総合防災訓練の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練・図上訓練（災害対策本部設置）の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練など、応急対処能力の向上等を図るために、引き続き訓練を実施する必要がある。 	
○ 公共施設の耐震化	
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「松戸市公共施設等総合管理計画」等に基づく長寿命化対策の中で、耐震対策など計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。 	
○ 避難所等の電源確保	
<ul style="list-style-type: none"> 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。 	
○ 基幹業務システム等の耐災害性の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 市役所の財務情報システム等の基幹業務システムの耐災害性を確保する必要がある。 	
○ 災害対策本部の体制強化	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時に防災拠点となる庁舎等について、被災による行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
脆弱性評価結果	
○ 防災情報の収集機能強化	
<ul style="list-style-type: none"> 民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と市町村、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備し、維持・管理していく必要がある。 	
○ 電源途絶に対する予備電源の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 無線・有線電話等の情報通信システムに必要不可欠な電源が遮断され、使用不能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源の確保を図る必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
脆弱性評価結果	
○ 災害情報の伝達手段の多様化	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できることや、行政から住民等に伝えたいことが十分に伝わらない問題がある。このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化とともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。 	
○ メディアに対する情報提供	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
脆弱性評価結果	
○ 防災情報の収集機能強化	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できることや、行政から住民等に伝えたいことが十分に伝わらない問題がある。このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化とともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。 災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体像や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。 	
○ 災害時避難行動要支援者対策の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。 	

○ 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

- ・ 災害が発生したときに観光・宿泊施設にいる訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、各施設において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要がある。

○ 大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化

- ・ 災害時の被害の最小化を図るためにには地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進と自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
脆弱性評価結果	

○ 中小企業に対する資金調達支援

- ・ 金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う必要がある。

○ 沿道建築物の耐震化の促進

- ・ 緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	5－2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
脆弱性評価結果	

○ 燃料供給ルートの確保

- ・ 大規模災害発時の燃料供給ルートの途絶を防ぐ必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	5－3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
脆弱性評価結果	

○ 代替性確保のための道路ネットワークの強化

- ・ 道路ネットワークの機能強化のため、幹線道路等の整備・改良を推進する必要がある。

○ 雪害の予防

- ・ 大雪時には、道路や交通機関の障害により、市民生活に支障をきたすことがある。

○ 交通・輸送対策

- ・ 大規模災害時には、道路の損壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生する。このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う必要がある。また、ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する必要がある。

○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- ・ 緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

○ 道路の防災対策

- ・ 基幹的交通ネットワークの機能停止を避けるため、道路の防災、震災対策等を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	5－4 食料等の安定供給の停滞
脆弱性評価結果	
○ 農地・農業水利施設等の適切な保全管理	

○ 農地・農業水利施設等の適切な保全管理

- ・ 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壤流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の機能診断等の実施を通じ、計画的な整備、補修及び更新を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6－1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
脆弱性評価結果	
○ 災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援	
<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コーディネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	
○ 災害時石油供給連携計画の実効性確保	
<ul style="list-style-type: none">・ 訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る必要がある。	
○ ライフライン事業者等との連携強化	
<ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的に実施する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6－2 上水道等の長期間にわたる供給停止
脆弱性評価結果	
○ 水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築	
<ul style="list-style-type: none">・ 災害による水道施設の被害や給水への影響を軽減するため、基幹管路及び老朽管の耐震化を推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果	
○ 下水道BCPの策定	
<ul style="list-style-type: none"> 汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、BCP策定を促進するとともに、策定したBCPを適切に運用していくうえで、適宜フォローアップ等を行う必要がある。 	
○ 下水道施設の耐震	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震により下水道施設は、処理場・ポンプ場の機能停止や施設損傷、マンホール浮上等が懸念される。大規模な災害等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるような対策が必要となる。また、減災対策、防災対策も併せて実施する必要がある。 	
○ 下水道施設の戦略的維持管理・更新	
<ul style="list-style-type: none"> 金ヶ作終末処理場は、昭和35年の供用開始以来、約60年が経過しており、施設の老朽化が顕在化している。また、管路施設についても、老朽化による破損や劣化が生じており、老朽化等に起因する不明水問題も顕在化している。このような状況を踏まえ、施設の長寿命化や計画的な改築・更新等、適正な維持管理によりライフサイクルコストを最小化することが大きな課題である。 	
○ 一般廃棄物処理施設の老朽化対策	
<ul style="list-style-type: none"> 計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6－4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果	
○ 代替性確保のための道路ネットワークの強化	
<ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークの機能強化のため、幹線道路等の整備・改良を推進する必要がある。 	
○ 緊急輸送道路を含む沿道等の整備と適切な維持管理	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む市道の整備や連続立体交差事業を推進する必要がある。また、災害時においてもこれらの機能を維持するため、適切な維持管理を行う必要がある。 	
○ 道路施設の老朽化対策	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の物資輸送に資する交通機能を確保するため、今後更新時期を迎える道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。 	
○ 道路の法面対策	
<ul style="list-style-type: none"> 道路法面の適切な維持管理については維持管理計画を策定し、それに基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う必要がある。 	

○ 道路橋梁の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、市が管轄する重要路線上、または重要路線を跨ぐ橋梁の耐震化を着実に推進する必要がある。
○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
○ 無電柱化の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、松戸市無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める必要がある。
○ 輸送ルートの確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害等や老朽化対策を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
○ 緊急輸送のための交通の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 直下地震が発生した際、必要な対応を行うために策定している交通規制計画等について、実効性が図れるよう適宜見直しを行う必要がある。
○ 輸送手段の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	6－5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
脆弱性評価結果	

○ 水門等の防災インフラの耐震化・液状化対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震想定地域等における水門等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を推進する必要がある。
○ 防災インフラの速やかな復旧策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、T E C - F O R C E の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。
○ 関係機関への情報共有
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の総合防災情報システム、統合災害情報システム等により、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	7－1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果	
○ 延焼防止等に資する緑地の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害時に発生しうる火災から住宅密集地での延焼拡大防止のために緑地の確保や都市公園等の充 	

<p>実を図る必要がある。</p>
<p>○ 都市防災機能を有する街路の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する街路の整備を推進する必要がある。
<p>○ 救助活動能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。 ・ 消防団、自主防災組織及び女性防火クラブの充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。
<p>○ 火災予防対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、消防用設備等の適正な設置及び維持管理を指導する必要がある。
<p>○ 高層建築物等における災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高層建築物等での消防活動の拠点として、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の有効性を啓発し、設置を促進する必要がある。
<p>○ 地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

<p>事前に備えるべき目標 (カテゴリー)</p>	<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>7－2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>○ 沿道建築物の耐震化の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがあることから、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。 	
<p>○ 関係機関の耐災害性の向上</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る必要がある。 	

<p>事前に備えるべき目標 (カテゴリー)</p>	<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>
<p>リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p>	<p>7－3 防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生</p>
<p>脆弱性評価結果</p>	
<p>○ 土砂災害防止法に基づく対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。 ・ 本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定され保全措置等がなされている。ハード整備とともに砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、 	

効果的に対策を推進していく必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	7－4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
脆弱性評価結果	
○ 有害・危険物質対応資器材の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する必要がある。 	
○ 危険物による危害防止	
<ul style="list-style-type: none"> 危険物製造業等への立入検査等により事故防止を指導し、危険防止を図る必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	7－5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
脆弱性評価結果	
○ 農地・森林等の適切な保全管理	
<ul style="list-style-type: none"> 農地・森林等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動への支援を行う必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	
○ 災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成	
<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物は、廃棄物処理法で一般廃棄物に区分され、被災した市に処理責任がある。東日本大震災のような大規模災害時には、市が通常処理していないような性状の廃棄物が、一度に大量に発生し、現行の廃棄物処理体制では、迅速かつ適正な廃棄物処理が困難なことが懸念される。 市が災害廃棄物処理計画を策定していない、または策定していても大規模災害に対応していない場合には、災害廃棄物の処理が停滞することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態が懸念されることから、災害廃棄物処理計画の策定や見直しを推進する必要がある。 	
○ 一般廃棄物処理施設の防災機能の向上	
<ul style="list-style-type: none"> 地域の核となる廃棄物処理施設が地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を着実に推進する必要がある。 	
○ 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの確保	
<ul style="list-style-type: none"> 市は、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地の選定を推進する必要がある。 	
○ 災害廃棄物処理の支援体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し、連携強化を図る必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8－2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
脆弱性評価結果	
○ 関係機関との災害対応訓練の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時において被災状況の把握や応急措置など、迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。 	
○ 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 建設産業の担い手の高齢化、若年層の離職率の高さなどにより、地域を守るべき建設業者が不足し、災害発生時等の対応力が低下する可能性がある。 災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との応急業務協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平常時から防災訓練や道路啓開訓練等を通じて実効性を高める必要がある。 応急復旧の迅速化を図るために、情報化施工等、有用な技術の普及を図る必要がある。 	
○ T E C – F O R C E 等との連携強化	
<ul style="list-style-type: none"> 国から派遣されるT E C – F O R C E と県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢を充実させる必要がある 	
○ 道路機能の確保	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を実施し道路の機能を確保する必要がある。 	
○ 防災を担う人材の育成	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う必要がある。 	
○ 建物被害認定体制の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員の養成が必要である。 	
○ 地区防災計画制度の普及・啓発	
<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。 	

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8－3 広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	
○ 生活再建支援	
<ul style="list-style-type: none"> 被災者再建支援制度の充実を図るとともに、生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備する必要がある。 	
○ 被災者台帳の整備・推進	
<ul style="list-style-type: none"> 「被災者情報システム」を活用した市町村の被災者台帳の作成を支援し、被災者の被害から生活再建までを一元 	

的に管理し迅速な復旧・復興を図る必要がある。

○ 行政機関等の機能低下回避

- 行政機関等（消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8－4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
脆弱性評価結果	

○ 文化財に係る各種防災対策の支援

- 文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、県と連携・協力して、文化財所有者等に対して、大規模自然災害への予防措置等の指導・助言を行う必要がある。

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8－5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果	

○ 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進

- 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結し、平常時から協力体制を構築しているが、引き続き協力体制を整備し、維持していく必要がある。

○ 被災者の住宅の復興支援

- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	8 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	8－6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
脆弱性評価結果	

○ 国内外への情報発信

- 災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める必要がある。

【資料2】補助金等関連事業 一覧

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
1	環境部	東部クリーンセンター	し尿処理施設基幹的整備工事	循環型社会形成推進交付金	老朽化した施設の延命化を図る。	6-3
2	環境部	和名ヶ谷クリーンセンター	松戸市和名ヶ谷スポートセンター天井改修工事に伴う設計委託	社会資本整備総合交付金	エントランス天井改修工事に伴う実施設計	2-7, 6-3
3	環境部	和名ヶ谷クリーンセンター	松戸市和名ヶ谷スポートセンターつり天井改修工事	社会資本整備総合交付金	特定天井の改修	2-7, 6-3
4				欠番		
5	健康福祉部 (保健医療部)	地域福祉課	松戸市北山会館斎場緊急時発電設備設置工事	(保健衛生等施設・設備費補助金) (社会資本整備総合交付金)	事業実施…令和3年度予定不測の事態（災害等）により、電力供給が断たれた場合における緊急時火葬機能を確保するため、発電設備を設置するもの。	6-1
6	福祉長寿部	障害福祉課	身体障害者緊急通報装置関係業務	なし	18歳以上65歳未満の一人暮らしの重度身体障害者等に貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応をはかり、障害者の安心と安全に寄与する。なお、65歳からは介護保険課の事業として継続する。	1-1, 4-2
7	福祉長寿部	健康福祉会館	二酸化炭素排出抑制対策事業	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた福祉施設において、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備の設置を検討する。	6-1
8	街づくり部	街づくり課	都市計画道路3・4・18号馬橋根木内線	防災・安全交付金	事業名：松戸都市計画道路事業3・4・18号馬橋根木内線（新松戸東～幸谷） 全体事業費：約24億円	1-1, 2-5, 5-3, 6-4, 7-2
9	街づくり部	街づくり課	新松戸東側地区土地区画整理事業	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	事業名：松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業 事業期間：令和元年度から令和10年度 全体事業費：約181億円	1-1, 2-5, 5-3, 6-4, 7-2

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
10	街づくり 部	新拠点整 備課	主要幹線2級市道 68号	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金、都市構造再編 集中支援事業、無電 柱化推進事業費補助	事業名：主要幹線2級市道68号 区間：松戸～岩瀬 延長：360m 事業期間：令和4年度から 令和6年度 全体事業費：約8億円	1-1, 5- 3,6-4,7- 2
11	街づくり 部	新拠点整 備課	国道6号改良事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金、道路交通円滑 化事業	事業名：国道6号改良事業 区間：胡録台 延長：222m	2-1
12	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園A-1）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	下記A-2～4、B～E以外の都市公 園の整備	1-1, 2-4, 7-1
13	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園A-2）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	街区公園、近隣公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
14	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園A-3）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	都市緑地の整備	1-1, 2-4, 7-1
15	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園A-4）	社会資本整備総合交 付金、防災安全交付 金	特殊公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
16	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園B）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	広域防災拠点の機能を有する都市 公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
17	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園B）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	地域防災拠点の機能を有する都市 公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
18	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園B）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	広域避難地の機能を有する都市公 園の整備	1-1, 2-4, 7-1
19	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園B）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	一次避難地の機能を有する都市公 園の整備	1-1, 2-4, 7-1
20	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園B）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	帰宅支援場所の機能を有する公園 緑地の整備	1-1, 2-4, 7-1
21	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園B）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	避難路となる緑道の整備	1-1, 2-4, 7-1
22	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園C）	社会資本整備総合交 付金	国家的事業関連公園の整備	1-1, 2-4, 7-1

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
23	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園 C）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	大規模公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
24	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園 C）	社会資本整備総合交 付金	自然再生緑地の整備	1-1, 2-4, 7-1
25	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園 D）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	低炭素まちづくり公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
26	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園事業（都 市公園 E）	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	地域づくり拠点公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
27	街づくり 部	公園緑地 課	防災緑地緊急整備 事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	防災緑地の整備	1-1, 2-4, 7-1
28	街づくり 部	公園緑地 課	防災緑地緊急整備 事業	社会資本整備総合交 付金	再生資源活用緑地の整備	1-1, 2-4, 7-1
29	街づくり 部	公園緑地 課	公園事業特定計画 調査	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	公園緑地の配置計画の策定に関する計画調査	1-1, 2-4, 7-1
30	街づくり 部	公園緑地 課	公園事業特定計画 調査	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	都市公園等の整備計画調査	1-1, 2-4, 7-1
31	街づくり 部	公園緑地 課	官民連携型賑わい 拠点創出事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	民間資金を活用した地域の賑わい拠点等となる公園施設の整備	1-1, 2-4, 7-1
32	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園安全・安 心対策緊急総合支 援事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	都市公園の防犯性の向上	1-1, 2-4, 7-1
33	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園安全・安 心対策緊急総合支 援事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	都市公園の豪雨対策	1-1, 2-4, 7-1
34	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園安全・安 心対策緊急総合支 援事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修	1-1, 2-4, 7-1
35	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園安全・安 心対策緊急総合支 援事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	都市公園における公園施設のバリアフリー化	1-1, 2-4, 7-1
36	街づくり 部	公園緑地 課	公園施設長寿命化 対策支援事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	公園施設の長寿命化対策	1-1, 2-4, 7-1
37	街づくり 部	公園緑地 課	公園施設長寿命化 計画策定調査	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	公園施設長寿命化計画の策定	1-1, 2-4, 7-1

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
38	街づくり 部	公園緑地 課	都市公園ストック再 編事業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	地域のニーズを踏まえた新たな利活 用や都市の集約化に対応した都市 公園の機能や配置の再編	1-1, 2-4, 7-1
39	街づくり 部	公園緑地 課	市民農園等整備事 業	社会資本整備総合交 付金	分区園を主体とする都市公園の整 備	1-1, 2-4, 7-1
40	街づくり 部	公園緑地 課	市民農園等整備事 業	社会資本整備総合交 付金	一団の農地を主体とする農体験の 場となる都市公園の整備	1-1, 2-4, 7-1
41	街づくり 部	公園緑地 課	グリーンインフラ活用 型都市構築支援事 業	社会資本整備総合交 付金、防災・安全交 付金	要綱に定める要件を満たす公園緑 地の整備、公共公益施設の緑化等	1-1, 2-4, 7-1
42	街づくり 部	公園緑地 課	中心市街地活性化 広場公園整備事業	社会資本整備総合交 付金	中心市街地活性化法に基づく「中心 市街地の活性化に関する施策を総 合的かつ一体的に推進するための基 本的な計画」に位置づけられた地区 を含む地区、又は都市再生特別措 置法に基づく立地適正化計画にお ける都市機能誘導区域で、3箇所以 上の公園・緑地の整備を行う。	1-1, 2-4, 7-1
43	街づくり 部	公園緑地 課・みどり と花の課	市民緑地等整備事 業	社会資本整備総合交 付金	地方公共団体又は緑地保全・緑化 推進法人が、市民緑地契約に基づ き行う緑地の利用又は管理のために 必要な施設整備	7-1
44	街づくり 部	公園緑地 課・みどり と花の課	市民緑地等整備事 業	社会資本整備総合交 付金	緑地保全・緑化推進法人が市民緑 地設置管理計画に基づき行う施設 整備	7-1
45	街づくり 部	公園緑地 課・みどり と花の課	市民緑地等整備事 業	社会資本整備総合交 付金	地方公共団体又は緑地保全・緑化 推進法人が、緑地保全地域又は特 別緑地保全地区内の土地に係る管 理協定に基づき行う緑地の利用又 は管理のために必要な施設整備	7-1
46	街づくり 部	公園緑地 課・みどり と花の課	市民緑地等整備事 業	社会資本整備総合交 付金	地方公共団体が、緑の基本計画等 に位置付けられた緑地と農地の一體 的な保全を図る区域において、条例 等に基づき保全措置が講じられた緑 地において行う施設整備	7-1
47	街づくり 部	公園緑地 課・みどり と花の課	緑地保全等事業	社会資本整備総合交 付金	特別緑地保全地区における土地の 買入れ、損失の補償、保全利用施 設の整備	7-1
48	街づくり 部	公園緑地 課・みどり と花の課	緑地保全等事業	社会資本整備総合交 付金	特別緑地保全地区指定計画地にお ける土地の買入れ、保全利用施設 の整備	7-1
49	街づくり 部	住宅政策 課（宅地 担当室）	松戸市宅地耐震化 推進事業	防災・安全交付金	大規模盛土造成地が確認された範 囲を示されたマップ（第一次スクリー ニング）をもとに第二次スクリーニング	1-1

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
					計画（既往資料及び現地踏査により優先度評価）を作成する。	
50	街づくり部	建築指導課	既存建築物耐震診断・改修促進事業	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金） 千葉県住宅・建築物安全ストック形成事業	安心・安全な街づくりの推進として、快適な住環境に向けた木造住宅等の耐震化の推進を図る。	1-1, 2-1, 2-3, 2-5, 5-1, 5-3, 6-4, 7-2
51	建設部	道路維持課	松戸市橋梁長寿命化修繕計画事業、松戸市横断歩道橋修繕計画事業	道路メンテナンス事業補助金	橋梁、横断歩道橋の点検・計画策定・修繕 【事業期間】 2019～2068 年度 【全体事業費】 40,300,000 千円	2-1, 2-5, 5-3, 6-4
52	建設部	道路維持課	松戸市カルバート修繕計画事業	道路メンテナンス事業補助金	カルバートの点検・計画策定・修繕 【事業期間】 2020～2069 年度 【全体事業費】 240,000 千円	2-1, 2-5, 5-3, 6-4
53	建設部	道路建設課・道路維持課・	松戸市舗装修繕計画事業	防災・安全交付金	主要幹線、一般市道の舗装の点検・計画策定・修繕 【事業期間】 2019～2058 年度 【全体事業費】 21,399,000 千円	2-1, 2-5, 5-3, 6-4, 7-2
54	建設部	道路維持課	松戸市法面等修繕計画事業	防災・安全交付金	法面等の点検・計画策定・修繕 【事業期間】 2019～2078 年度 【全体事業費】 1,387,580 千円	1-3, 2-1, 2-5, 5-3, 6-4, 7-2, 7-3
55	建設部	道路維持課	道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明）事業	防災・安全交付金	道路照明の点検・計画策定・修繕 【事業期間】 2019～2028 年度 【全体事業費】 312,800 千円	2-1, 2-5, 6-4, 7-2
56	建設部	-	道路附属物長寿命化修繕計画（道路標識）事業	道路メンテナンス事業補助金	道路標識の点検・計画策定・修繕 【事業期間】 2019～2028 年度 【全体事業費】 105,086 千円	2-1, 2-5, 6-4, 7-2
57				欠番		
58	建設部	建設総務課・道路維持課	松戸市未就学児交通安全対策事業	防災・安全交付金	新松戸アンダーパスの自転車道及び駅前等に自転車走行空間を整備 【事業期間】 2024 年供用予定 【全体事業費】 193,000 千円	2-5
59	建設部	建設総務課・道路維持課	松戸市通学路交通安全プログラム対策事業	防災・安全交付金	通学路の側溝整備工事など 【事業期間】 2029 年供用予定 【全体事業費】 350,000 千円	2-5
60	建設部	建設総務課・道路維持課	無電柱化推進計画事業	無電柱化推進計画事業補助金	松戸市無電柱化推進計画（R3 年度策定予定）に基づく電線共同溝整備	1-1, 2-5, 5-3, 6-4, 7-2

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
61	建設部	建設総務 課・道路 維持課	松戸市交通バリアフ リー事業 (新八柱・八柱地 区)	交通安全対策補助金 防災・安全交付金	八柱駅南口駅前広場の改良、対象 路線の歩道改修等 【事業期間】～令和 10 年度 【全体事業費】約 4 億円	2-5
62	建設部	建設総務 課・道路 維持課	自転車通行空間整 備事業	防災・安全交付金	松戸市自転車ネットワーク計画に基 づく自転車走行空間整備 【事業期間】～令和 10 年度（継 続予定） 【全体事業費】約 7 億円	2-5
63	建設部	建設総務 課・道路 維持課	松戸市市道 4 地区 280 号拡幅事業	防災・安全交付金	踏切及び接続道路の拡幅 【事業期間】令和 4 年度末供用予 定 【全体事業費】約 2.2 億円	2-5, 5-3, 6-4
64	建設部	道路建設 課	松戸都市計画道路 事業 3・3・6 号 三矢小台主水新田 線（和名ヶ谷）	防災・安全交付金	都市計画道路整備（道路事業） 区間 大山橋～二十世紀ヶ丘交差 点 延長 1,200m 幅員 22m 【事業期間】2017 年度から 2029 年度予定 【全体事業費】4,000,000 千円	2-5, 5-3, 6-4
65	建設部	道路建設 課	松戸都市計画道路 事業 3・3・7 号 横須賀紙敷線（河 原塚～紙敷）	防災・安全交付金	都市計画道路整備（街路事業） 区間 河原塚～紙敷 延長 943m 幅員 20～22.4m 【事業期間】 2018 年度から 2024 年度予定 【全体事業費】約 70 億円	2-5, 5-3, 6-4, 7-1
66	建設部	道路建設 課	松戸都市計画道路 事業 3・4・23 号 五香松飛台線他一 線（五香西）	防災・安全交付金	都市計画道路整備（街路事業） 区間 五香西 延長 315m 幅員 16～32.8m 【事業期間】 2017 年度から 2022 年度予定 【全体事業費】約 2.7 億円	2-5, 5-3, 6-4, 7-1
67	建設部	-	松戸市下水道ストッ クマネジメント計画	防災・安全交付金 (～R2 まで)	国土交通省の下水道ストックマネジ メント支援制度を活用し、污水・雨 水管きよを計画的かつ効率的に管理 するための、計画・調査・設計を行 う。	6-3
68	建設部	-	松戸市下水道ストッ クマネジメント計画	防災・安全交付金 (R3 から)	国土交通省の下水道ストックマネジ メント支援制度を活用し、污水管き よを計画的かつ効率的に管理するた めに、計画・調査・設計を行う。	6-3

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
					めの、計画・調査・設計を行う。現地着手はR7を想定。	
69	建設部	-	松戸市下水道ストックマネジメント計画	防災・安全交付金（R3から）	国土交通省の下水道ストックマネジメント支援制度を活用し、雨水管きよを計画的かつ効率的に管理するための、計画・調査・設計を行う。現地着手はR7を想定。	6-3
70	建設部	道路建設課	消防訓練センター前交差点改良事業	防災・安全交付金	交差点改良 【事業期間】2018～2025年度予定 【全体事業費】約350,000千円	2-5, 5-3, 6-4
71	消防局	消防総務課	消防団総合整備事業活動服一式（夏用活動服）	消防防災施設強化事業補助金（県費）	非常備消防における制服の整備を図る。	7-1
72	消防局	警防課	耐震性貯水槽（40t型）設置	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設の整備促進を図るために、隔年で耐震性貯水槽の設置を計画している。	2-3
73	消防局	警防課	災害対応特殊消防ポンプ自動車	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊の活動体制の充実強化を図るため、計画的に消防車両を更新していく。	2-3, 7-1
74	消防局	警防課	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊の活動体制の充実強化を図るため、計画的に消防車両を更新していく。	2-3, 7-1
75	消防局	警防課	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊の活動体制の充実強化を図るため、計画的に消防車両を更新していく。	2-3, 7-1
76	消防局	警防課	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊の活動体制の充実強化を図るため、計画的に消防車両を更新していく。	2-3, 7-1
77	消防局	警防課	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	消防防災施設強化事業補助金（県補助金）	千葉県消防広域応援隊の活動体制の充実強化を図るため、計画的に救急車両及び救急資器材を更新していく。	2-3, 7-1
78	消防局	警防課	救助工作車Ⅱ型（救助用資機材）	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊の活動体制の充実強化を図るため、計画的に消防車両を更新していく。	2-3, 7-1
79	消防局	警防課	消防団員用下肢切創防止用保護衣購入	消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）	平成31年2月の労働安全衛生規則一部改正により、チェーンソー配備の消防団へも下肢切創防止用保護衣の着用が義務付けられたため、配備した。	2-3, 7-1

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
80	消防局	警防課	消防ホース購入	石油貯蔵施設立地対策等交付金	使用頻度の高さから、摩耗も激しく消防活動上必要不可欠な消防用ホースを適切に配置し、地域の災害対応力強化を図る。	2-3, 7-1
81	生涯学習部	戸定歴史館	戸定邸耐震化等整備事業	文化財補助金	国指定重要文化財（建造物）である「戸定邸」について、防火防災耐震化等の施設整備を実施する。	1-1, 8-4
82	学校教育部	教育施設課	小中学校施設管理事業・小中学校施設整備事業	学校施設環境改善交付金	小中学校の校舎等を改修し、防災機能強化等を図る。	1-1
83	生涯学習部	スポーツ課	松戸運動公園武道館耐震改修に伴う設計委託	社会資本整備総合交付金	武道館耐震改修工事に伴う実施設計	2-7
84	生涯学習部	スポーツ課	松戸運動公園武道館耐震改修	社会資本整備総合交付金	武道館耐震改修工事	2-7
85	生涯学習部	スポーツ課	小金原体育館競技場吊り天井改修工事に伴う設計委託	社会資本整備総合交付金	競技場天井改修工事に伴う実施設計	2-7
86	生涯学習部	スポーツ課	小金原体育館競技場吊り天井改修工事	社会資本整備総合交付金	特定天井の改修	2-7
87	生涯学習部	スポーツ課	常盤平体育館競技場吊り天井改修工事に伴う設計委託	社会資本整備総合交付金	競技場天井改修工事に伴う実施設計	2-7
88	生涯学習部	スポーツ課	常盤平体育館競技場吊り天井改修工事	社会資本整備総合交付金	特定天井の改修	2-7
89	生涯学習部	スポーツ課	常盤平体育館高圧設備改修工事	社会資本整備総合交付金	老朽化に伴う更新工事	2-7
90	生涯学習部	スポーツ課	柿ノ木台公園体育館自家発電機改修工事に伴う設計委託	社会資本整備総合交付金	老朽化に伴う更新工事	2-7
91	生涯学習部	スポーツ課	柿ノ木台公園体育館自家発電機改修工事	社会資本整備総合交付金	老朽化に伴う更新工事	2-7
92					欠番	
93	生涯学習部	スポーツ課	柿ノ木台公園体育館高圧設備改修工事	社会資本整備総合交付金	老朽化に伴う更新工事	2-7

No.	担当部	担当課	事業名	想定している 補助金・交付金名	事業の概要	対応リスク
94	生涯学習部	スポーツ課	松戸運動公園武道館高圧設備改修工事	社会資本整備総合交付金	他工事に合わせ、老朽化に伴う更新工事を実施	2-7
95	病院事業	東松戸病院 総務課	耐震改修工事	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	6号館の耐震改修を行う。	1-1
96	病院事業	東松戸病院 総務課	非常用発電機の更新 整備	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	72時間の安定した電力供給を図る。	2-5
97	子ども部	保育課	市立保育所関係事業・民間保育所関係事業	保育対策総合支援事業費補助金・施設管理費補助金	I C Tを活用し、災害及び児童情報などを児童福祉施設（保育所等）及び保護者へ伝達する。	1-1
98	子ども部	保育課	市立保育所関係事業・民間保育所関係事業	建設費等補助金・施設整備費補助金・社会福祉施設事業債・保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金等	児童福祉施設（保育所等）の維持管理を適切に行い、安全性を確保する。	1-1
99	子ども部	保育課	市立保育所関係事業・民間保育所関係事業	保育所費・民間保育所関係事業等	I C Tを活用し、災害及び児童情報などを児童福祉施設（保育所等）及び保護者へ伝達する。	1-4
100	子ども部	保育課	市立保育所関係事業・民間保育所関係事業	保育対策総合支援事業費補助金・施設管理費補助金等	児童福祉施設（保育所等）で自然災害発生時に感染症等の拡大防止に努めるため、マスク・手袋・消毒用アルコール等を備蓄できる倉庫等の設置	2-6
101	子ども部	保育課	市立保育所関係事業・民間保育所関係事業	保育所費・民間保育所関係事業等	I C Tを活用し、災害及び児童情報などを児童福祉施設（保育所等）及び保護者へ伝達する。	4-2

【資料3】重要業績指標 一覧

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1 - 1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-1-① 地震対策の推進

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害に対して自ら対策を講じている人の割合	80.4% (H28 年度)	83.4%	危機管理課
総合防災訓練への対象団体の参加率	92.7% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
災害時要配慮者への支援体制の検討	-	全12地区	危機管理課、地域福祉課
自主防災組織における避難行動要支援者の支援体制検討数	-	市内全自主防災組織での支援体制の検討を目指す。	危機管理課、地域福祉課
住宅の耐震化率	84.0% (R2 年度)	95%	建築指導課
住宅用火災警報器の設置率	80.8% (R1 年度)	87%	予防課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年40回	危機管理課
食料備蓄率	-	100%	危機管理課

1-1-③ 火災予防対策等の推進

指 標	策定時	目 標	担当部署
住宅用火災警報器の設置率	80.8% (R1 年度)	87%	予防課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年40回	危機管理課
食料備蓄率	-	100%	危機管理課

1-1-⑥ 防災上懸念のある地域等の改善

指 標	策定時	目 標	担当部署
住宅の耐震化率	84.0% (R2 年度)	95%	建築指導課

1-1-⑧ 無電柱化の推進

指 標	策定時	目 標	担当部署
無電柱化整備率	1% (R1 年度)	1.25%	建設総務課

1-1-⑨ 地域防災力の向上

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

1-1-⑩ 住宅・建築物の耐震化の促進

指 標	策定時	目 標	担当部署
住宅の耐震化率	84.0% (R2 年度)	95%	建築指導課

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1 – 2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-2-① 大規模水害対策の推進

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害に対して自ら対策を講じている人の割合	80.4% (H28 年度)	83.4%	危機管理課
総合防災訓練への対象団体の参加率	92.7% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
災害時要配慮者への支援体制の検討	-	全12地区	危機管理課、地域福祉課
自主防災組織における避難行動要支援者の支援体制検討数	-	市内全自主防災組織での支援体制の検討を目指す。	危機管理課、地域福祉課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年40回	危機管理課

1-2-② 洪水及び高潮ハザードマップの作成支援等減災対策

指 標	策定時	目 標	担当部署
防災意識普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課、河川清流課

1-2-④ 水害に強い地域づくり（河川・排水路）

指 標	策定時	目 標	担当部署
浸水対策率	52.7% (H24 年度)	56.1%	河川清流課

1-2-⑤ 河川管理施設の維持管理・更新

指 標	策定時	目 標	担当部署
河川構造物の点検実施率	100	100	河川清流課

1-2-⑥ 雨量・河川水位の情報伝達

指 標	策定時	目 標	担当部署
河川管理施設等への観測機器等の設置率	95	100	河川清流課

1-2-⑦ 下水道施設の耐震対策

指 標	策定時	目 標	担当部署
避難所となる小中学校等の施設に対するマンホールトイレ設置率	49 校 (77%) (R1 年度)	64 校 (100%)	下水道整備課

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-4-① 多様な情報ツールの活用

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害時における即時性を持った情報伝達手段数	12 件 (R1 年度)	13 件	危機管理課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-1-② 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築

指 標	策定時	目 標	担当部署
水道基幹管路（市営水道）の耐震化率	17.6% (R1 年度)	26.1%	水道部工務課
緊急遮断弁の設置可能な小中学校の受水槽に対する設置率	22 校 (58%) (R1 年度)	38 校 (100%)	危機管理課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

2-2-③ 地域防災力の向上

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2－3 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-③ 消防団員の確保対策の充実強化

指 標	策定時	目 標	担当部署
消防団員の充足率	85.8% (R2 年度)	87.3%	消防総務課

2-3-④ 自主防災組織等の充実強化

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

2-3-⑤ 常備消防力の強化

指 標	策定時	目 標	担当部署
消防水利の基準及び松戸市消防局消防 水利要綱防火水槽整備計画による整備率	94.9% (R2 年度)	96.0%	警防課

2-3-⑨ 地域防災力の向上

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-5-④ 道路の新設整備

指 標	策定時	目 標	担当部署
無電柱化整備率	1% (R1 年度)	1.25%	建設総務課

2-5-⑦ 災害拠点病院等の耐震化

指 標	策定時	目 標	担当部署
市有建築物（病院事業管理部局保有） の耐震化率	92.3% (R2 年度)	100%	病院管財課

2-5-⑫ B C P の作成及び防災訓練の実施

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害拠点病院の BCP の整備率	-	100	健康福祉政策課、地域医療課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-6-① 予防接種や消毒、害虫駆除等の実施

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害時における防疫措置等に関する協定相手数	3 件 (R2 年度)	4 件	健康推進課・環境保全課

2-6-③ 感染症用資材の確保

指 標	策定時	目 標	担当部署
新型インフルエンザ備蓄品（マスク）	81,600 枚 (R2 年度)	81,600 枚	健康福祉政策課
新型インフルエンザ備蓄品（手指消毒液）	1,500 本 (R2 年度)	1,500 本	健康福祉政策課

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1-② 地域防災力の向上

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

3-1-③ 防災を担う人材の育成

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

3-1-④ 総合防災訓練の実施

指 標	策定時	目 標	担当部署
総合防災訓練への対象団体の参加率	92.7% (R1 年度)	100%	危機管理課

3-1-⑤ 公共施設の耐震化

指 標	策定時	目 標	担当部署
市有建築物の耐震化率	96.9% (R2 年度)	100%	建築保全課

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-② 電源途絶に対する予備電源の確保

指 標	策定時	目 標	担当部署
常備消防施設の設置 ※江戸川浸水想定区域内（2.0～5.0m）の西口・馬橋消防署は、施設改修の際、自家用電気工作物の高所への移設を検討する。	-	100%	消防総務課

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-2-① 災害情報の伝達手段の多様化

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害時における即時性を持った情報伝達手段数	12 件 (R1 年度)	13 件	危機管理課

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-3 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-3-② 災害時避難行動要支援者対策の促進

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織における避難行動要支援者の支援体制検討数	-	市内全自主防災組織での支援体制の検討を目指す。	危機管理課、地域福祉課

4-3-③ 外国人旅行者、住民等に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

指 標	策定時	目 標	担当部署
避難所となる小中学校等の施設に対する災害時ピクトグラム設置率	-	106 箇所 (100%)	危機管理課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-3 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

5-3-① 代替性確保のための道路ネットワークの強化

指 標	策定時	目 標	担当部署
無電柱化整備率	1% (R1 年度)	1.25%	建設総務課

5-3-⑤ 道路の防災対策

指 標	策定時	目 標	担当部署
無電柱化整備率	1% (R1 年度)	1.25%	建設総務課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

6-2-① 上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築

指 標	策定時	目 標	担当部署
水道基幹管路（市営水道）の耐震化率	17.6% (R1 年度)	26.1%	水道部工務課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

6-4-① 代替性確保のための道路ネットワークの強化

指 標	策定時	目 標	担当部署
無電柱化整備率	1% (R1 年度)	1.25%	建設総務課

6-4-⑦ 無電柱化の推進

指 標	策定時	目 標	担当部署
無電柱化整備率	1% (R1 年度)	1.25%	建設総務課

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-1-③ 救助活動能力の強化

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

7-1-⑥ 地域防災力の向上

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

7-2-① 沿道建築物の耐震化の推進

指 標	策定時	目 標	担当部署
無電柱化整備率	1% (R1 年度)	1.25%	建設総務課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-2-⑤ 防災を担う人材の育成

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の結成率	87.0% (R1 年度)	100%	危機管理課
自主防災組織の訓練実施率	50.8% (R1 年度)	100%	危機管理課
防災普及啓発の実施回数	毎年 40 回	毎年 40 回	危機管理課

【資料4】施策分野ごとの推進方針

個別施策分野	① 行政機能／警察・消防等
推進方針（【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号）	
【危機管理課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 食品、建設、運送業者など民間団体との災害協定が、災害時や復興時に有効に機能するよう、見直しや拡充を行う。 	
【予防課】『1-1、7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> それぞれの建物に適した火災予防を講じさせるとともに、火災原因調査技術の強化をより一層高めて、安全安心な情報を積極的に発信することにより、出火防止及び被害の軽減を図る。 事業所等の火災予防啓発をより一層深めるとともに、違反対象物に対して強力な指導を行っていく。 全ての一般住宅への設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進にむけ、啓発活動を推進する。 	
【危機管理課】『1-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組の整備に向け、他都県市等の関係機関と連携協力しながら検討を進める。 	
【危機管理課、街づくり部各課、建設部各課】『1-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部及び本部事務局の機能強化 風水害等への警戒、災害発生初動において、迅速かつ円滑に対応できる体制を保持するため、災害対策本部及び本部事務局の機能強化を推進し、災害発生時の対応全般の総合調整を行う本部事務局を中心に、災害対策本部の円滑な運営ができるよう、体制を整備する。この際、避難所担当職員の動員・配備については、事前準備等も含め、円滑に配備できるような体制を整備する。 	
【危機管理課】『2-1、2-7』	
<ul style="list-style-type: none"> 千葉県防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。 国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活にも配慮した物資の備蓄・確保を推進する。 市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。 	
【危機管理課】『2-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。 	
【消防総務課】『2-3、7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 消防団の強化・活性化を図るため、消防団員の確保、資器材等の装備の整備拡充を図るとともに、消防センターの施設管理を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。 	
【消防総務課】『2-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、次の取組を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 事業者の消防団活動に対する理解の促進 消防団への加入の促進 処遇の改善 装備の改善 	
【危機管理課、予防課】『2-3、3-1、8-2』、【危機管理課、予防課】『7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。 	

【危機管理課】『2-3、7-1』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。
【危機管理課】『2-3』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対しては、普通救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。
【警防課】『2-3』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。 ・ ちは北西部消防指令センターの事業を推進する。 ・ 松戸市南西部地域の災害対応力強化を図るため、二十世紀が丘消防署の建替えに取組む。 ・ 松戸市消防局災害活動要綱に基づいた職員の非常参集。 ・ 地震時には、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備を進めるとともに自然水利の活用が可能なように整備を行う。
【危機管理課】『2-3、8-2』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から派遣される T E C – F O R C E と県、市における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。
【各担当課】『2-3、2-5』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 松戸市受援計画を策定するとともに、国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、衛星電話、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。 ・ 松戸市災害時受援計画の実効性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって被災者の救助、救援を速やかに実施することで、災害関連死等の人的被害を低減する。
【千葉県警察、陸上自衛隊、医療機関】『2-3、2-5』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊災害対応訓練による関係機関との連携強化。
【健康福祉政策課、地域医療課】『2-5』、【下水道整備課】【下水道維持課】『2-6、6-3』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
【健康福祉政策課】『2-6』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動の普及 平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知する。
【健康福祉政策課、危機管理課】『2-6、2-7』
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル・旅館等の活用 指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。
【健康福祉政策課、危機管理課】『2-6』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。
【地域福祉課】『2-6』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害により単独での対応が困難な場合に備えて、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県や他市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する。
【危機管理課、教育施設課、廃棄物対策課、環境政策課、スポーツ課、市民自治課、高齢者支援課、商工振興課、男女共同参画課、生涯学習推進課、和名ヶ谷クリーンセンター】『2-7』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 ・ 各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「避難所開設・運営マニュアル（平成 25 年 10 月）」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。
【危機管理課】『2-7』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、体制の整備を図る。

【各部・各班、関係機関】『2-7、8-3』

- ・ 関係各班は連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

【危機管理課】『2-7』

- ・ 指定避難所だけでなく、ホテル、旅館、知人宅など、多様な避難場所を確保することについて、平時から啓発する。
- ・ 車中泊等の対策
　浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

【危機管理課】『3-1』

- ・ 業務継続体制の確保
　災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、下記の重要事項を明確にした業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

【B C P の 6 原則】

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

【危機管理課】『3-1、8-2』

- ・ 県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

【危機管理課】『3-1、8-2』

- ・ 防災関係機関、県等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年11月の第2週の土曜日を基準とした適切な時期に実施し、定着化を図る。

【建築保全課】【情報政策課（システムのバックアップを担当）】『3-1』

- ・ 市有建築物は、松戸市市有建築物耐震対策要綱に基づいて、耐震改修を進める。また、改修状況の公表等により、耐震化を推進する。その他、公共建築物におけるコンピューターシステムやデータのバックアップ、自家発電機等の設備の設置、棚等の転倒防止等の安全対策を行う。

【情報政策課】『3-1』

- ・ 大規模災害時においてもシステムの継続利用及び早期復旧ができるように、情報システムの業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、運用する。

【危機管理課】『3-1』

- ・ 災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

【情報政策課】『3-1』

- ・ 住民基本台帳、固定資産課税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

【危機管理課】『4-1、4-3』

- ・ 災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

【危機管理課】『4-3』
<ul style="list-style-type: none"> 市及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合における非常通信の活用を図るため、関東地方非常通信協議会が開催する防災通信講演会等へ参加し、災害発生時の非常通信体制についての理解を深める。
【警防課】『7-1』
<ul style="list-style-type: none"> 資機材等の充実に努め、処遇、装備の改善を行い、活動の充実を目指して自主防災組織等と協力し地域防災力の強化を図る。
【警防課】『7-1』
<ul style="list-style-type: none"> 「松戸市緊急離着陸場等設置指導基準」に基づき、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等を設置する。
【警防課】『7-2』
<ul style="list-style-type: none"> 被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。
【予防課】『7-4』
<ul style="list-style-type: none"> 県及び関係機関の指導に基づいて、災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るために、防災体制を確立する。 危険物及び指定可燃物について、消防法その他法令に基づき立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物等の規制を実施する。 事業所防災対策の強化 危険物施設の管理者等に対し、危険物施設の規模に応じて、危険物保安監督者等の選任、予防規定等の作成、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。
【危機管理課】『8-2』
<ul style="list-style-type: none"> 発災時に各種団体との応急業務協定が有効に機能するよう、あらゆる災害を想定した防災訓練等を実施することにより、災害応急業務協定による対応強化を図る。
【危機管理課】『8-2』
<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災力の向上を図るため、町会・自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成 26 年 3 月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。
【会計課・財政課・契約課・技術管理課・財産活用課】『8-3』
<ul style="list-style-type: none"> 住民生活安定対策計画 被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。
【各部・各班】『8-3』
<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設の復旧計画 災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る。
【政策推進課】『8-3』
<ul style="list-style-type: none"> 災害復興支援 再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行う。
【危機管理課】『8-3』
<ul style="list-style-type: none"> 被災者の援護の総合的かつ効率的な実施を図るため、被災者台帳の作成を円滑に行う体制を確立する。
【危機管理課・消防企画課】『8-3』
<ul style="list-style-type: none"> 「松戸市業務継続計画」を策定し、大規模災害時においても行政機能が早期復旧するための事前対策を推進する。 大規模な地震が発生した場合に、少ない職員でも災害状況に応じて的確に非常時優先業務を遂行できるよう、平常時から訓練を実施するなど習熟度を高めておく。
【広報広聴課・環境保全課】『8-6』
<ul style="list-style-type: none"> 国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被

害の発生を抑制する。

個別施策分野	② 住宅・都市
推進方針（【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号）	
【戸定歴史館】『1-1、8-4』	
<ul style="list-style-type: none">国指定重要文化財（建造物）である「戸定邸」について、防火防災耐震化等の施設整備を実施する。	
【住宅政策課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none">地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成宅地の位置、規模等を特定し、マップ等による公表を行うことで住民の宅地被害に対する関心を高め、事前対策を促すほか、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法第20条による県知事の造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。	
【都市計画課、街づくり課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none">防災性の向上と住環境の改善を実現するため、地域住民の意向を踏まえながら、生活道路や都市公園等のオープンスペースの整備、建物の不燃・耐震化や共同化を可能とする事業手法や規制誘導手法について検討し、整備を進める。	
【建築指導課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none">避難地や防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊による閉塞状況を把握するため、道路の幅員等を調査し、住宅・建築物耐震化の基礎資料として整備する。これに基づき、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図る。	
【建築指導課】『1-1、2-2、2-3、3-1、7-1』	
<ul style="list-style-type: none">市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を公表している。この地震ハザードマップの内容は、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の内容のものとして公表し、市民の防災意識の向上を図っていく。市では、県との協力に基づいて自治会や町内会を通じて、耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等を行い耐震化の促進を図る。	
【建築指導課、建築保全課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none">老朽化した耐震性に不安のある住宅については、除却、又は建替えにより耐震性のある建築物とすることを基本としつつ、重点的に耐震化を促進する。地震の発生に際して、避難所等として位置づけられている施設、また、自力では避難することが難しい高齢者、幼児等が利用する高齢者福祉施設、幼稚園、保育所等は、耐震化の必要性が特に高いため、こうした建築物を対象とした耐震化促進施策を検討していく。つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や設備の落下の危険がある部分について、その防止対策を促す。	
【住宅政策課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none">県及び建築関係団体等と協力して、被災宅地危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び被災宅地危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。	
【建築指導課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none">県及び建築関係団体等と協力して、応急危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。	
【河川清流課】『1-2』	
流出抑制	
<ul style="list-style-type: none">公共施設等の対策 市営住宅、学校等の公共施設について、貯留池、浸透トレーニング、浸透雨水枠、地下式簡易貯留槽等を組合せた地域内流出抑制施設の設置を推進する。宅地開発等における雨水流出抑制施設の設置の義務付け 「松戸市における宅地開発等に関する条例」に基づき、宅地開発事業等の実施に当り、雨水流出抑制施設の設置を義務付け、河川等への雨水流出の抑制を図る。住宅への雨水浸透枠等の設置促進 松戸市雨水浸透施設設置指導要綱に基づき、一般住宅等の新築、増改築の際、その敷地に雨水浸透施設の設置を指導	

し、河川の氾濫及び道路冠水等の防止を図る。

・ 盛土規制【建設総務課】

松戸市盛土事業規制要綱による指定区域での埋め立て、盛土は、市との協議を要するものとし、降雨による住居等への浸水被害の軽減を図る。

【下水道維持課、下水道整備課】『1-2』

- ・ 处理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。
- ・ 下水道地震対策としてマンホールの浮上防止対策を推進する。特に緊急輸送路及び避難路を優先的に推進する。

【下水道整備課】『1-2、2-7』

- ・ 下水道地震対策として災害避難所（市内の小中学校）に既設下水道管を利用した井戸水による簡易水洗式仮設トイレの整備を推進する。

【道路維持課、危機管理課、建築審査課】『1-3、7-3』

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「かけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

【住宅政策課】『1-3、7-3』

- ・ 市は県と連携して、規制区域内の土地に、かけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

【予防課】『2-1』

- ・ 消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者に対し、自衛消防体制の確立及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

【水道部総務課、工務課】『2-1、6-2』

- ・ 災害に強い水道施設を構築していくために、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の更新を推進する。
- ・ あらゆる災害が発生した場合でも給水を止めないように、危機管理マニュアルの確認や重要給水拠点の把握に日常から努めるとともに、応急給水資機材の充実、給水訓練の実施など、災害に備えた体制の強化を図る。また、市営水道と隣接事業体等との災害時応援体制を確立し、物資や給水の相互融通の拡充を図る。

【危機管理課、教育施設課】『2-1』

- ・ 各避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁の設置工事、老朽化した受水槽の改修を推進する。

【危機管理課】『2-3』

- ・ 避難所となる全市立小・中学校等への分散備蓄倉庫の整備・改修を推進する。
- ・ 拠点倉庫の改修等を推進する。

【危機管理課】『2-4』

- ・ 関係機関と連携した協議会を逐次立ち上げ、帰宅困難者の安全を確保、一時滞在施設の開設・運営及び帰宅困難者等対策に関する基本的指針等、帰宅困難者への支援体制を強化する。
- ・ 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、平常時から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員等への基本原則の周知と、利用客等へのルールの普及・啓発を促進する。
- ・ 一時滞在施設の確保
帰宅困難者を一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。
また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備を進める。
さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。
- ・ 支援体制の整備
「帰宅困難者等対策に関する基本的な指針」を交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等と連携して作成を進める。
また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的に実施するとともに、各機関の積極的な参加を促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。
- ・ 帰宅困難者向け備蓄等の整備促進

遠方から通勤・通学している従業員や学生等がいる事業所、大学、高等学校等については、それらの者が帰宅困難者になる可能性があることから、帰宅困難になった場合、基本原則や必要な備蓄等の整備について、普及・啓発する。

- ・ **関係機関と連携した取組み**

市では、千葉県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、松戸駅、新松戸・幸谷駅に駅を中心とした鉄道事業者及び駅周辺事業者、学校、警察、消防機関等により構成する「駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、帰宅困難者対策の強化を図っている。その他の駅周辺においても関係機関の認識の共有を図り、市全体での帰宅困難者対策の強化に努める。

【公園緑地課、危機管理課】『2-4』、【公園緑地課、みどりと花の課】『7-1』

- ・ 都市公園等のオープンスペースは、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、これらが不足する地域において、計画的に都市公園等の整備を行い防災機能の充実に努める。また、帰宅困難者の支援スポットとして活用する。

【危機管理課、教育施設課、廃棄物対策課、環境政策課、スポーツ課、市民自治課、高齢者支援課、商工振興課、男女共同参画課、生涯学習推進課、和名ケ谷クリーンセンター】『2-7』

- ・ 避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成 25 年 8 月）等を踏まえ、次のような整備を推進する。
 - ・ 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性及び長寿命化を含めた老朽化対策による安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
 - ・ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）を配慮する。
 - ・ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明等）、男女のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。
- ・ **避難施設等の整備**
避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成 25 年 8 月）」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、平成 25 年 4 月）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成 29 年 7 月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成 27 年 3 月）に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資器材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう（社）松戸市社会福祉協議会等との連携など、要配慮者に十分配慮した運営に努める。

【和名ケ谷クリーンセンター】『2-7』

- ・ 災害時に避難場所となる和名ケ谷スポーツセンターの環境を改善し、避難施設の機能を向上させる。

【危機管理課】『2-7』

- ・ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、LPG ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

【教育施設課、廃棄物対策課、環境政策課、スポーツ課、市民自治課、高齢者支援課、商工振興課、男女共同参画課、生涯学習推進課、危機管理課】『3-1』

- ・ 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。

【下水道整備課、下水道維持課】『6-3』

- ・ 下水道施設において、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化を図る。また、終末処理場施設で特に破損しやすい継手部の補強を行うことにより、漏水を防止し、地震時における汚水処理機能を確保する。
- ・ 被災時に他の流域下水道との相互協力が可能な連携を進める。
- ・ 下水道総合地震対策計画に基づき事業を実施する。

【下水道整備課、下水道維持課】『6-3』

- ・ 令和元年に策定された「松戸市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。

【税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課、危機管理課】『8-2、8-5』

- ・ 地震発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となる罹災証明書の発行ができる体制を整

える。
【社会教育課、博物館、戸定歴史館】『8-4』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の所有者又は管理者は、火災の発生を報知し、迅速な消火活動ができるよう設備の設置・整備を行うとともに、火災の発生を未然に防止するため、適切な防火管理を行う。
【住宅政策課】『8-5』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。
【住宅政策課】【廃棄物対策課】『8-5』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、千葉県の支援内容にしたがって、地震発生後、できる限り早期に家屋の解体撤去を実施するとともに、住宅を失った被災者がいる場合、応急仮設住宅の建築、空き家のあっせんなど、必要に応じた被災者の支援を実施する。
【住宅政策課】『8-5』
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営賃貸住宅の空き家のあっせんなど被災者の住宅確保を支援する。

個別施策分野	③ 保健医療・福祉
推進方針 (【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号)	
【障害福祉課、介護保険課、子ども政策課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。 	
【保育課】『1-1、1-4、4-2』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ I C Tを活用し、災害及び児童情報などを児童福祉施設（保育所等）及び保護者へ伝達する。 	
【病院管財課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種補助制度を有効に活用するなど、病院の医療施設の耐震化を促進する。 	
【建築指導課、建築保全課、高齢者支援課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設（市有建築物）の耐震化は完了しているが、維持管理を適切に行い、安全性を確保する。 	
【保育課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設（保育所等）の維持管理を適切に行い、安全性を確保する。 	
【病院管財課、地域医療課、危機管理課、健康福祉政策課】『2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コーディエネレーション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。 ・ 非常電源の整備促進 大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。 	
【東松戸病院 総務課】『2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時停電が発生した場合の安定的な電力の供給を図る。災害時においても、安全な医療・介護サービスを提供する。 	
【財産活用課、警防課】『2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る。 ・ 松戸市中央消防署自家用給油所の緊急車両用の燃料を確保する。 	
【建築保全課、地域医療課】『2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できない事態を避けるため、耐震化が未了の拠点病院の耐震化を着実に推進する。 	
【各施設管理者】『2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の非常用発電機等の防災設備の整備に努める。 	
【健康福祉政策課、危機管理課、警防課】『2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外からの医療救護支援を円滑な受け入れや被災地を迅速に支援するため、応援受入計画を活用するとともに、県災害医療 	

<p>救護計画の運用体制を強化していく。</p> <p>【健康福祉政策課、地域医療課、危機管理課】『2-5』</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、医師会等と協力し、超急性期を重視した松戸市災害時医療救護マニュアルを整備する。 平成26年度に設置した「医療部会」において、災害時超急性期及び応急医療について検討し、より実効性のある体制を整備する。
<p>【健康推進課、環境保全課】『2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。
<p>【健康福祉政策課】『2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。
<p>【健康福祉政策課、危機管理課】『2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難 指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。 避難先是避難所内に隔離スペースを設ける、又は災対本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。 病院や施設等に感染者のための避難先を確保できない場合は、避難所の一部を感染者用とする。
<p>【健康福祉政策課】『2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難者にインフルエンザ、ノロウィルス、O157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品（マスクや手指消毒薬）について、備蓄や流通事業者等との連携により、的確に確保できるようにしておく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団体において計画しておく。
<p>【保育課】『2-6』</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設（保育所等）で自然災害発生時に感染症等の拡大防止に努めるため、マスク・手袋・消毒用アルコール等を備蓄できる倉庫等の設置をする。
<p>【危機管理課、教育施設課、廃棄物対策課、環境政策課、スポーツ課、市民自治課、高齢者支援課、商工振興課、男女共同参画課、生涯学習推進課、和名ヶ谷クリーンセンター】『2-7』</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。 福祉避難所の運営支援のため、関係部課から職員を選定し、支援班等を設置する。また、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担について事前協議を行い、連携体制の強化を図る。
<p>【障害福祉課】『4-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、一人暮らしの重度身体障害者等へ緊急通報装置を貸与し、障害者の安心と安全に寄与する。
<p>【地域福祉課、危機管理課、消防総務課】『4-3』</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への支援体制の整備 「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）」、「災害時要援護者 避難支援の手引き（千葉県、平成21年10月）」及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針（平成27年3月）」に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援プランを作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

個別施策分野	(4) エネルギー
推進方針 (【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号)	
【危機管理課、消防総務課、地域医療課、教育施設課、健康福祉政策課、スポーツ課、病院管財課、財産活用課】『2-1、4-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。 	
【環境政策課】『6-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。 	
【地域福祉課】『6-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 不測の事態（災害等）により、電力供給が断たれた場合における緊急時火葬機能を確保するため、発電設備の設置を図る。 	
【健康福社会館】『6-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画により災害時の避難施設等として位置づけられた福祉施設において、平時の温室効果ガス排出抑制及び災害時においてもエネルギー供給を受けることにより、事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備の設置を検討する。 	
【危機管理課】『6-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る。 	

個別施策分野	(5) 情報通信、金融
推進方針 (【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号)	
【危機管理課】『1-1、1-4、4-2』	
<ul style="list-style-type: none"> ポケベル電波を利用したデジタル同報無線等、災害関連情報の伝達手段の多様化等に努める。 	
【危機管理課】『1-4、4-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 多様な手段（インターネット、松戸市安全安心メール配信サービス、アマチュア無線局、ケーブルテレビ、地上デジタル放送、FM、テレビ、防災ラジオ、同報系防災行政無線、広報車等）をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる。 	
【危機管理課、警防課】『4-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。 	

個別施策分野	(6) 産業構造
推進方針 (【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号)	
【商工振興課】『5-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。 	

個別施策分野	(7) 交通・物流
推進方針 (【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号)	
【街づくり課】『1-1、2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> 主要幹線道路から新松戸東側へのアクセス改善のため、都市計画道路の整備を行う。 	
【道路維持課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 住民が避難場所へ安全に移動できるように、避難場所周辺の道路の安全性の点検及び安全対策の促進を図る。 	
【建設総務課、道路維持課、道路建設課、新拠点整備課、街づくり課】『1-1、2-5、5-3、6-4、7-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 電柱については、松戸市無電柱化推進計画を策定し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。 	
【道路維持課】『1-3、2-1、2-5、5-3、6-4、7-2、7-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 市が管理する主要幹線沿いの法面等の道路土工構造物について、着実に法対策を推進するとともに、「松戸市法面等修繕計画」に基づき、計画的な法面の補修と施設の更新を行う。 	

【道路維持課、交通政策課、建設総務課、道路建設課】『1-4』
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。また、鉄道交通を確保するため、在来線の除雪体制の構築等を進める。
【道路維持課】『1-4、5-3』
<ul style="list-style-type: none"> 降雪、積雪状況を把握して、道路交通の確保、雪害による被災、警戒等を円滑に行う。具体的には、職員、除雪業者との連携、路面凍結防止剤の備蓄、道路パトロール車等の滑り止め装置、道路通行規制に使用する標識等の確保を進める。
【道路維持課】『2-1、2-5、5-3、6-4』
<ul style="list-style-type: none"> 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」、「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。 橋梁の長寿命化を図るとともに、市街地や主要路線の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。
【建設総務課、道路維持課】『2-1、2-3、2-5、8-2』
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生した際、被災地への救助、物資の輸送などに必要不可欠な道路啓開を実施し道路の機能を確保する。
【建築指導課、建築保全課】『2-1、2-3、2-5、5-1、5-3、6-4、7-2』
<ul style="list-style-type: none"> 千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、耐震改修促進法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進する。
【新拠点整備課】『2-1』
<ul style="list-style-type: none"> 国道6号上り方面に新拠点ゾーンへ進入できる右折レーンを設置する。
【危機管理課、警防課】『2-2、6-4』
<ul style="list-style-type: none"> 航空輸送 災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。
【建設総務課、道路維持課、道路建設課】『2-2』
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を契機として防災・減災の意識はより高まっている。道路整備だけでその対応が図れるものではないものの、都市防災を強化する輸送経路や避難場所へのアクセス機能を担う道路機能の充実を図る。
【河川清流課】『2-2、6-4』
<ul style="list-style-type: none"> 水上輸送 災害時に水上輸送が有効な場合は、自衛隊及び船舶保有者による水上輸送を実施する。
【交通政策課、建設総務課、道路維持課】『2-5』
<ul style="list-style-type: none"> 平成17年に策定された「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点地区のバリアフリー化を進め、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進する。特に道路に関するバリアフリー整備は、重点地区ごとに「道路特定事業計画」を策定し、同計画に則って整備を進める。
【建設総務課、道路維持課】『2-5』
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年に策定された「松戸市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき、自転車走行空間を整備し、誰もが安全で快適に利用できる道路環境作りを推進する。
【学校教育部 保健体育課】『2-5』
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年に策定された「松戸市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。
【道路建設課】『2-5』
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年に策定された「松戸市都市計画道路見直しの基本的な考え方」に基づき、交通処理機能はもとより、超高齢社会への対応や地球環境の保全、都市防災の強化などのまちづくりの課題への対応に留意し、都市計画道路の整備を進める。
【道路維持課】『2-5、6-4』
<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、“地域の防災計画上の位置付け”として災害時重要路線に該当する構造物、“他の構造物や施設への影響度”として鉄道、病院、避難所（主に学校）の近傍にある構造物は「重要度1」に位置付けられ、これらの法面対策を着実に推進する。また、「松戸市法面等修繕計画」に基づいた計画的な法面の補修、施設の更新を行う。

【道路維持課】『5-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時の燃料供給ルートの途絶を防ぐ。 	
【道路建設課】『5-3、6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 市内の道路整備でまちづくり、渋滞の解消、都市防災の強化を目的として選択と集中により、効率的な道路整備に努める。 	
【道路建設課】『5-3、6-4』、【建設総務課、道路維持課、道路建設課】『7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性と効果の高い路線から整備を進めるものとする。 	
【道路建設課】『5-3、6-4』、【危機管理課、建設総務課、道路維持課】『6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。 緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど交通を確保する協力体制を整備する。 	
【建設総務課、道路維持課、道路建設課】『5-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。 	
【危機管理課】、警防課、河川清流課】『5-3、6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。 	
【道路維持課】『5-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 道路及び橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常からその維持補修を行い災害の拡大防止と災害時の交通確保に留意する。 	
【道路維持課、道路建設課、建築指導課、建築保全課】『6-4、7-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 主要な生活道路の整備などにより消防活動が困難な区域を解消するとともに、市民の避難路を確保する。避難路および緊急輸送路となる幹線道路の整備を推進し、あわせて沿道の建物の不燃化や耐震化を促進する。 	
【道路維持課】『6-4、7-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 防災上重要な路線を重点的に、法面の安全対策を推進し、必要な補修を計画的に実施する。 	
【みどりと花の課】『6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 街路樹が災害時の通行障害を引き起こさないように、街路樹の適正な維持管理に努める。 	
【危機管理課】『6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 陸上輸送 災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。また、市有車両の配備計画を事前に作成するとともに、緊急通行車両の事前届け出手続きをを行う。 	
【道路維持課、建設総務課】『6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど協力体制を整備する。 	
【交通政策課】『6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。 	
【道路維持課、道路建設課】『7-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。 	

個別施策分野	(8) 農林水産
推進方針 （【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号）	
【農政課】『5-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水の貯留や土壤流出の防止など国土保全機能を保持するため、地域資源である農業水利施設の計画的な整備、補修及び更新を推進する。 	
【農政課】『7-5』	

- 農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動への支援を行う。

個別施策分野	⑨ 地域保全
推進方針 （【 】は担当課、『 』は関連するリスクシナリオの番号）	
<p>【危機管理課】『1-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 自助・共助の意識を醸成し、自主防災組織、地域防災リーダー、消防団、社会福祉協議会など地域との連携を深めていく。また、中でも、災害時に援助を必要とする人が安心できるような仕組みを地域との連携により構築する。 本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、外国人等の要配慮者の視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、本市のもつ諸機能を確保していくため、自助・共助及び公助の基本理念に則り、市民、事業所及び行政が連携するとともに、地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。 	
<p>【建築指導課、建築審査課、下水道維持課、下水道整備課、河川清流課】『1-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 液状化については、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行う。特に、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化危険度の高い地域の建築物について、相談に応じるものとする。 	
<p>【危機管理課】『1-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。 	
<p>【危機管理課】『1-1、2-2、2-3、3-1、7-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災組織の整備 防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。 防災教育の普及推進 パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。 防災広報の充実 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようになることが必要である。このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。 性別の違いにより、災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要であるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和2年5月）」に基づき防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。また、女性防災リーダーや女性の防災の扱い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。 	
<p>【危機管理課】『1-1、2-2、2-3、3-1、7-1』</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成促進及び育成・強化 災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。 	
<p>【河川清流課、危機管理課、下水道整備課】『1-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県の想定し得る最大規模の洪水や内水に係る浸水想定区域の指定を踏まえて更新されたハザードマップに基づき、防災訓練の充実、河川改修や土砂災害の防止対策、情報連絡手段の整備、避難体制等の充実、強化を推進する。 	
<p>【危機管理課、河川清流課】『1-2』</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、洪水・高潮のハザードマップ等により住民へ周知する。 洪水、高潮の浸水想定区域内に次の施設（要配慮者の利用施設、地下街等、大規模工場等で洪水の浸水防止を図る必要があるもの）がある場合又は開発される場合には、これらの施設の名称及び所在地を松戸市地域防災計画（資料編）に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。 	

【下水道整備課】『1-2』

- 下水道の能力を超える集中豪雨等の大雨に対する住民の備えとして、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報紙、内水ハザードマップ等を活用し、周知する。

【河川清流課】『1-2』

- 排水不良地帯の対策
市内の低地はもとより台地部においても凹状地には排水不良箇所が存在し、浸水被害が生じているため、暫定策として小規模の排水ポンプを設置してきたが、昨今の集中豪雨には能力不足であることから、自然流下できるよう整備に努める。

【河川清流課】『1-2』

- 定期点検や日々パトロールによる状況把握により健全度を早期に把握し、安全性を損なう恐れのある状況に対しては修繕工事による改善を推進する。

【河川清流課】『1-2』、【道路維持課】『6-4』

- 損傷が顕在化してから修繕を実施する対症療法型から損傷が顕在化する前に計画的な修繕を実施する予防保全型の維持管理に転換することで、長寿命化や維持管理コストの縮減を図る。

【河川清流課】『1-2』

- 計画的に浸水調査を実施し、浸水危険地区の事前把握に努め、気象情報を元に、巡回を行い、排水施設に不具合が発見された場合は早急に対応する。また、無人の水位、雨量測定装置、監視カメラ等による遠隔治水監視システムの強化を積極的に進める。

【危機管理課】『1-3、7-3』

- 県及び市は、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の危険箇所の実態を調査し、必要な手続きを推進する。
- 市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るために、災害情報の伝達、避難に関する警戒避難体制を進める。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。
- 土砂災害発生のおそれのある場所については、松戸市防災マップの作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催、土砂災害ハザードマップの作成・配布等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。
- 土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害危険箇所等についても周知する。
- 土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の名称及び所在地を松戸市地域防災計画（資料編）に記載するとともに、当該施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。

【危機管理課、街づくり部各課、建設部各課】『1-3』

- 土砂災害に関する情報の収集

平常時から、巡回により土砂災害危険箇所等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、隨時、警戒パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候を把握する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された際に、土砂災害警戒区域周辺の住民に対し、迅速かつ確実に周知徹底できるよう情報伝達体制の強化を図る。

- 警戒・避難体制の整備

土砂災害危険箇所の住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等について周知を図る。

土砂災害危険箇所周辺地域に対する巡回、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車での巡回、戸別訪問等により避難勧告等の伝達体制の強化を図る。

自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、避難勧告等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。

【危機管理課、河川清流課、保育課、学務課、子育て支援課、障害福祉課、健康福祉政策課、子供政策課、高齢者支援課、教育企画課、地域医療課】『2-5』

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、浸水想定区域又は土砂災害警

戒区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成及び避難訓練が義務化されたことを踏まえ、施設管理者は市に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。

【河川清流課】『6-5』

- ・ 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、完了に向けて計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を推進する。

【危機管理課】『6-5』

- ・ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、T E C - F O R C E の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会、技術支援等に参加し、各対策部にて取り組めるようにする。

個別施策分野	⑩ 環境
推進方針 (【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号)	
【廃棄物対策課、和名ヶ谷クリーンセンター、東部クリーンセンター、日暮クリーンセンター】『6-3』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する。 	
【公園緑地課、みどりと花の課】『7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地や生産緑地を保全し生活環境を整備するとともに、火災の防止をあわせもつようとする。このため、市内の樹林地は基本的に全て保全対象とし、樹林地の重要性に応じて、松戸市緑の条例に基づく「保全樹林地区」・「特別保全樹林地区」・「保護樹木」の指定や、都市緑地法に基づく「市民緑地」・「特別緑地保全地区」の指定をするなど、段階的に保全に取り組む。また、江戸川沿いの斜面林については、引き続き「特別緑地保全地区」の指定を進め、保全を図る。 	
【河川清流課、環境保全課、道路維持課、下水道維持課】『7-4』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する。 	
【みどりと花の課、農政課】『7-5』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林地が有する公益的機能を維持していくために、市内に残された樹林地を保全する。 	
【廃棄物対策課】『8-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年に策定された「松戸市震災廃棄物処理計画」について、必要に応じて見直しをする。 	
【廃棄物対策課】『8-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の一般廃棄物処理施設の耐震化等を進め、損壊を防止する。施設損壊の場合は、早急に復旧させる。 	
【廃棄物対策課】『8-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ がれきの再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに一時的に保管するための仮置場を確保し、運用する。 ・ 仮置場での分別の徹底や民間の再資源化施設の活用等で、がれきの再利用・再資源化を可能な限り推進し、最終処分量の削減を図る。 	
【廃棄物対策課】『8-1』	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し、連携強化を図る。 	

個別施策分野	I. リスクコミュニケーション
推進方針（【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号）	
【危機管理課】『1-1』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自助・共助の意識を醸成し、自主防災組織、地域防災リーダー、消防団、社会福祉協議会など地域との連携を深めていく。また、中でも、災害時に援助を必要とする人が安心できるような仕組みを地域との連携により構築する。 ・ 本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、外国人等の要配慮者の視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、本市のもつ諸機能を確保していくため、自助、共助及び公助の基本理念に則り、市民、事業所及び行政が連携するとともに、地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。
【危機管理課】『1-3、7-3』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、災害情報の伝達、避難に関する警戒避難体制を進める。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の円滑な避難に資するための土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備する。 ・ 土砂災害発生のおそれのある場所については、松戸市防災マップの作成、広報紙、県の作成したパンフレットの配布、説明会の開催、土砂災害ハザードマップの作成・配布等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて広く市民への周知に努める。 ・ 土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用、千葉県がインターネットで公表している土砂災害危険箇所等についても周知する。
【文化観光国際課、危機管理課】『4-3』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。また、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。
【危機管理課】『4-3』	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピクトグラムを用いた外国人旅行者、住民等に対する災害情報の伝達 災害時ピクトグラムは、避難所となる施設等に設置する標識であり、文字だけではなく、図や記号を用いて表現することにより、日本語が読めない外国人等の災害弱者に対しても、避難情報を正しく伝達することができるため、避難所等への設置を進める。
【危機管理課】『4-3』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自助・共助の意識を醸成し、自主防災組織、地域防災リーダー、地域防災協力員、消防団、社会福祉協議会など地域との連携を深める。また、中でも、災害時に援助を必要とする人が安心できるような仕組みを地域との連携により構築する。
【危機管理課】『6-1』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的に実施する。 ・ 関係機関から得た航空写真、地図情報等については、被害状況の早期把握のため、必要に応じて、ライフライン関係者に提供し、情報連携を図る。
【危機管理課】『6-5』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の総合防災情報システム、統合災害情報システム等により、関係機関における情報共有を円滑に進める。

個別施策分野	II. 老朽化対策
推進方針（【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号）	
【建築指導課】『1-1』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した耐震性に不安のある住宅については、除却、又は建替えにより耐震性のある建築物とすることを基本としつつ、重点的に耐震化を促進する。
【河川清流課】『1-2』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検や日々パトロールによる状況把握により健全度を早期に把握し、安全性を損なう恐れのある状況に対しては修繕工事による改善を推進する。
【河川清流課】『1-2』、【道路維持課】『6-4』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷が顕在化してから修繕を実施する対症療法型から損傷が顕在化する前に計画的な修繕を実施する予防保全型の維持管

理に転換することで、長寿命化や維持管理コストの縮減を図る。	
【水道部工務課】『2-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い水道施設を構築していくために、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の更新を推進する。 	
【道路維持課】『2-1、2-5、5-3、6-4』	
<ul style="list-style-type: none"> 「橋梁長寿命化修繕計画」、「横断歩道橋修繕計画」、「カルバート修繕計画」、「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。 橋梁の長寿命化を図るとともに、市街地や主要路線の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。 	
【下水道整備課、下水道維持課】『6-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年に策定された「松戸市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。 	
【廃棄物対策課、和名ケ谷クリーンセンター、東部クリーンセンター、日暮クリーンセンター】『6-3』	
<ul style="list-style-type: none"> 計画的な補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する。 	
【道路維持課、道路建設課】『7-2』	
<ul style="list-style-type: none"> 「道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明、道路標識）」、「舗装修繕計画」に基づき、予防保全型の維持管理の採用による道路構造物の長寿命化、および、維持管理のコスト縮減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を行う。 	

個別施策分野	III. 人材育成
推進方針（【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号）	
【危機管理課】『1-1、2-2、2-3、3-1、7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成促進及び育成・強化 災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。 	
【危機管理課】『1-1、2-2、2-3、3-1、7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 性別の違いにより、災害から受けける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要であるため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府、令和2年5月）」に基づき防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。また、女性防災リーダーや女性の防災の扱い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。 	
【危機管理課】『2-3、3-1、7-1、8-2』、【危機管理課、予防課】『7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。 	
【危機管理課】『2-3、7-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。 	

個別施策分野	IV. 官民連携
推進方針（【】は担当課、『』は関連するリスクシナリオの番号）	
【危機管理課】『1-1』	
<ul style="list-style-type: none"> 食品、建設、運送業者など民間団体との災害協定が、災害時や復興時に有効に機能するよう、見直しや拡充を行う。 	
【各担当課】『2-3、2-5』	
<ul style="list-style-type: none"> 松戸市受援計画を策定するとともに、国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、衛星電話、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。 	

【危機管理課】『6-1』

- ・ 大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市町村、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的に実施する。
- ・ 関係機関から得た航空写真、地図情報等については、被害状況の早期把握のため、必要に応じて、ライフライン関係者に提供し、情報連携を図る。